

第六十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 六 号

昭和四十六年三月三日(水曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 吉田 泰造君

理事 石井 一君

理事 大久保武雄君

理事 北澤 直吉君

理事 左藤 恵君

理事 塩崎 潤君

理事 増岡 博之君

理事 石川 次夫君

理事 加藤 清二君

理事 横山 利秋君

理事 近江巳記夫君

理事 川端 文夫君

出席国務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局長 赤澤 璋一君

通商産業省重工業局長 本田 早苗君

通商産業省鉱山石炭局長 佐々木 学君

特許庁長官 佐々木 学君

委員外の出席者

通商産業省鉱山石炭局長 斎藤 頼君

工業技術院技術参事官 長沢 栄一君

参事官 長沢 栄一君

商工委員会調査室長 椎野 幸雄君

委員の異動

三月三日

辞任

前田 正男君

同日

辞任

塩崎 潤君

三宅 正一君

三宅 正一君

補欠選任

塩崎 潤君

三宅 正一君

同日

補欠選任

前田 正男君

松平 忠久君

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第四九号)

○八田委員長 これより会議を開きます。

この際、小委員会設置の件についておはかりいたします。

先ほどの理事会で御協議願いましたとおり、鉱物及びエネルギー資源に関する諸問題を調査するため、エネルギー・鉱物資源問題小委員会、及び流通問題に関する諸問題を調査するため、流通問題小委員会を、それぞれ設置することにいたしました。

〔異議なしと認めます。〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、両小委員会の員数並びに小委員及び小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は追って指名いたします。

次に、小委員及び小委員長の辞任、補欠選任等に関しましては、あらかじめ委員長に御一任を願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○八田委員長 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出があります。これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 赤澤局長にお尋ねいたしますが、御承知のとおり、従来機械工業振興臨時措置法、それから電子工業振興臨時措置法、この二つの法律によって、金融、税制上の特別措置が講ぜられてきたわけです。そこで、機械法のほうは、三回目です。十五年間、電子工業振興臨時措置法のほうは十四年、こうなるわけです。相当長期にわたって、手厚い措置であったかどうかは別といたしまして、一般の中小企業あるいはその他の産業振興の面と比較をいたしますと、確かに手厚い措置が講ぜられたというところは、確かに思うわけです。さらに、今回この二つの法律を一本にまとめたという形で新法を出しになっておられるわけですが、私は、その必要がほんとうにあるかどうかという点に、まだ十分理解し得ない面があるわけです。国家資金を投入をして、千九百九十四億円という膨大な資金を投入してきておられるわけですから、当時は、過当競争であるとか、あるいはまた非常に弱い体質、この体質を強めていかなければならぬということ等々から、これらの措置が講ぜられてきたわけでございますが、同僚諸君の質問に対しまして、体質改善が行なわれ、飛躍的な発展と振興をはかることができ

た、というお答えもあつておるわけです。それらを考えてみますと、私はもうここらあたりで、あくまで臨時措置法でございまして、臨時措置法には終止符を打つべきではないかというように感じ方をいたしました。おるわけでありまして、新法を制定しようということでございますが、提案理由を伺っております。あるいは質疑答の中にも、あるいは法律案の目的等々見ましても、それなりの理由づけというものはあるように感じます。だがしかし、運用の問題というところになってまいりますと、私はやはり臨時措置法という性格の問題という点等々から考えてみまして、あくまでそれを逸脱をしないという形、やはりそれだけ体質改善が行なわれ、振興してまいりました企業、その企業の自己努力、自己責任という形においてこれから先変わってくる構造変化に対応していくという姿がなければいけないのではないかと、こういうような感じがいたします。あらためてひとつこの際局長から、ぜひ新法を制定をしなければならぬという積極的な理由についてお聞かせをいただきたい、かように考えるわけです。

○赤澤政府委員 いま御指摘のように、機械法は十五年間、電振法は十四年間、それぞれの内容に従いまして電子工業界あるいは一般の機械工業界に非常に大きな足跡を残してまいりましたのでございます。私ども、過去十数年間振り返ってみまして、いろいろその運用について反省も、また検討もいたしておりますが、機械工業というものの、電子工業を含めて広い意味の機械産業と申しますか、そういうものの発展は、先般のこの委員会でも御答弁申し上げましたように、非常なものでございますが、反面、そういうふうな非常に発展をしてきたというこの裏には、逆にまた技術進歩が非常に激しいということ、また需要その

ものの動向というものが大きく変化をはらんできておるといふこと、こういったものにいかんして追いついていくか、そしてまた海外からの自由化の波に対して一日も早く国際競争力を完全にしていく、そうして自由化に対抗していくということが、非常に強く要望されてきておるためでもあるわけでございます。反面また、日本の貿易構造、産業構造を見ましても、今後のこういった構造面におきましては、電子、機械といったものがその軸軸を占めて成長していかなければならない、そういう性格を持つておると私どもはかく信じております。

こういった面からいたしまして、いまのように非常に進歩を遂げてきた反面、また進歩していかなければ追いつかないような激しい波が機械工業、電子工業に内外ともおおいがぶさってきたということも、いえるのではないかと思います。今後の十年間くらい、いわゆる七〇年代というふうなものを考えてまいりますと、いままでの波とまた性質の違った大きな変化というものが予測をされてまいるわけでございます。一言で申しますと、機械工業というものは、いわば単体の機械の生産をするというのがやはり従来からの一つの考え方でございまして、繊維機械にいたしまして、工作機械にいたしまして、土木機械あるいはその他の機械にいたしまして、ある種の単体の機械というものを中心にその合理化をはかり、コストの低減をはかり、技術の水準の向上をはかるということとでございまして、今後の機械産業というものは、要望される国民的な課題というものは、そういった単体の機械から一歩出まして、一つのシステムとしての機械、こういったものが非常に大きな課題として浮かび上がってきております。これは非常に簡単な表現で恐縮でございますが、いわばいままで押し寄せてきておりました機械工業に対する変化の波というものは、いろいろの性質は違っておりまして、いわば合理化とか、企業力の強化とか、技術の水準の向上というようにことで乗り切れた波であります、今後予想される波という

ものは、こういった面もございしますが、同時に、いわば質的に非常に違った形の要請、これが出てきておる。こういったものについて、やはり新たな決意のもとに機械産業政策というものを実施してまいりませんか、従来と同じような形でこれを指導しておいたのでは、こういった国民的な課題にこたえることができないのではないかと、こういうことを深く痛感いたしましたので、今回いわゆる機械と電子を一体にいたしましたような形での新法を御提案するに至った次第でございます。

こういった点で、今後ますます産業構造の面でも輸出構造の面でも重要視されますこの分野というものを、私どもとしてはあらゆる努力をもって引き上げていって、国民的と申しますか、国民経済的と申しますか、そういった課題にこたえてまいりたい、こういう考えを持つておる次第でございます。

○中村(重)委員 おっしゃることは、それなりの理由があると思っております。たしか三十一年度であったと思うのです、この機械法は、制定のときも、それなりの理由づけがありました。三十六年、これが五年間の延長をしようとする場合に、ただいまと似通った、いわゆる国際競争力に対応するために合理化、近代化を進めていかなければならないのだということでありました。四十一年のさらに五年間の延長、そのつど同じようなこれは理由のことばは変わってはおります。しかしこれは、変わるのはいままでの延長です。絶えず技術革新が行なわれ、進歩発展が行なわれてまいります。ですから、いまあなたのおっしゃるような論法で、理由づけでいきますならば、延々としてこの臨時措置法は続いていくのではないのでしょうか。とどまるどころではないのですから。いつになつたならば、臨時措置法というふうな、そうした法律をなくする日がくるのでございましょうか。私は、あまり業者に安易な依存をさせてはならない、こう言うわけですが、同時に私どもは、この延長をいたします際に、

過去の実績がどうなのかということとをまず検討してみなければならぬと思っております。実績を見てみますと、これはグループ化されてまいっております。いわゆる規模の利益の追求というものがあつたわけですが、したがってそれに乗るものはいずれかという、規模の適正化という形において大きな企業とその特別措置の対象となつて、育成されてまいっております。弱いものはふるい落されてくるという姿がこへ出てきておる事実を、私は否定することはできないと思っております。提案理由の御説明の中にも、公害問題とか安全問題というのを強調されておるわけでありまして、それから「振興をはかるべき対象」という中に、ただいまの御答弁の中にもございしましたように、電子機器や危害の防止、生活環境の保全、省力化、技術革新、機械工業の基盤強化、試験研究または生産の合理化を促進する必要がある、そのための具体的な問題は政令で定めていこうというふうなことでございしますから、私はやはりそのこと自体、こうしたことに対応する措置というふうなものが政府施策の中に生かされていかなければならないであらうというところを否定するものではないわけですが、しかし同時に、私はただいま申し上げましたように、いろいろ今日のまでの実績というふうなことも考え、さらにこの法律が独禁法の適用除外であるというふうなことも、そのことと相対的に見ていかなければならない。これは行政当局である政府もそうでございますが、立法機関の私どももいいたしましては、その点を見のがすわけにはいかなければならない。同時に、臨時措置法というものの本質がどうなのかということ、そのこともまたやはり立法機関の私どももいいたしましては、一つの目安と申しまして、原則と申しましては、一つの目安というのを考えていかなければなりません。臨時措置法の名において五年間、さらにまた五年間、さらにまた五年間、こういうふうなことが、あり方として正しいのかどうか。それが正しくないとするならば、恒久立法化することと考えていかなければならないのではないかと。

私は、離島振興法の場合において、そのことを強調してまいりました。これは十年間、さらにまた十年間、こういうふうな姿ではなくて、やはり恒久立法化していく必要があるであらうというふうなことを強調してまいりましたが、私はこの点についてもその考え方を同様にとっているわけですが、ですから、あなたに、臨時措置法というものはあり方としてはどういふことが好ましいのか、どういふ考え方で御提案になったのであらうか、そしてまたこうしてずっと延長してきたことについて、これは当然であつたとお考えになつていらっしゃるのをごさいますか。さらにまた、将来変化していくであらうことはあなたも否定なさらないであらうと思つておられますが、将来延長することについては当然だとお考えになつていらっしゃるのをごさいますか。そこらあたり、いかがでしょう。

○赤澤政府委員 この臨時法の性格についてのお尋ねでございますが、私ども、前の機械法の当時のいろいろの問題がありまして、それについても十分検討を加えてきております。臨時法と申しますものは、やはりその臨時法に定められた期限内に一応の目的を達するということがあくまで臨時法の性格でございまして、これを安易に延長するということとは、法本来のたてまえからいって適当でないと考えております。したがって、そのときの情勢から見て、いわば一つの状態としては、当初その臨時法に定められた期限内に達成したいと思つておつた目的がなお十分でなかつたというふうな事態がある場合、あるいはまたその臨時法で当初目的としておりましたが、それ以外に各種の要件、環境と申しますか、情勢と申しますか、こういったものが付加されてきて、当初予定をしておつたより以上の課題が当該法の中にも追加されてきた、こういったものに対処していかなければいけない、そういったような事態が生じた場合に、やむを得ず臨時措置法の期限を延長していただくという性格のものであらうと存じております。

こういった観点からいたしますと、今回御提案を申し上げたこの臨時措置法も、一応の期限は七年という事でございますので、私どももいたしましては、法第一条の目的にござりまするような、また、この法案全体を通じて私どもが課題と考えておりますような点につきまして、この七年の間にあらゆる努力をいたしまして、この目的を完遂するというのが私どもの決意でございます。ただ、いま申し上げましたように、あらゆる努力を払いましても実行面でおお不十分な面が残るかもしれない。あるいはまた、その七年たちました状態において、新たな課題というものがこの法制の範囲の中において追加をされるかもしれない。こういった状態が出ることも予想されますが、いずれにしても私ども御提案申しております限りにおきましては、この七年間におきましてこの法の目的を十分達し得るようあらゆる努力をしたいという考えでございます。

○中村(重)委員 いまお答えもございましたが、この臨時措置法を制定していろいろな施策を講じていられる。そのことが産業の振興に役立ち、国民経済、さらに今度新たに入っておりますが、「国民生活の向上に資する」ということになるであろうことは、私はこれもまた否定いたしません。だがしかし、実績等から見てみましても、また考えておられる、これから講じていかれる新法は、具体的には省令でおきめになるのでございましょうが、想像は質疑応答の中から大体つくわけでございしますが、どうしても優等生教育という形にならざるを得ないと思ひます。そうなつてまいりますと、これにふるい落とされるところの力の弱い企業というものはどうなつていくのであろうか。なるほど中小企業近代化促進法もありま。構造改善政策といったような措置も講じられていくわけですが、いろいろとそれなりの、体質改善であるとか構造政策、あるいは保護育成という方策も講じられていくであろうことはわかるわけです。だがしかし、こうした法律をおつくりになる場合、優等生教育ではなくて、全体のものを強め

ていくという考え方がなければならぬと私は思うのです。そのためには、はたしてそれが可能であるかどうかということも、御検討にならなければならぬのではないでしようか。だから、強いものは、こういうことになりませんが、弱いものに対してはこうした方策を講ずることにおいてふるい落とされないようにいたしまして、このようにことを考えておりますという説得力のある御説明というものが、私は聞かしていただかなければならないと思うのです。そして従来そうしたふるい落とされてきたものが、どういうような形をたどってきたのか、それが現状においてどうなつてきておるのかということも、私はやはりお聞かせいただかなければならないと思ひます。

同時に、私はもう一つの施策をこうした新しい法律をおつくりになることにおいて講じられることが、国民経済の発展になり、国民生活の向上につながるべくいくことを、先ほど申し上げましたように否定はいたしません、この法律案がいわゆる独禁法の適用除外であるということとす。競争条件というものは育成をしていかなければならぬ。今日、寡占状態、管理価格の問題というものが大きくクローズアップされ、これをなくすことが今日の政治課題になつていくということとを考慮してみますと、独禁法除外の行き方というものが、そうした競争条件を押えて、これが成長するということになつていかないということ、これもまた私は否定はできないと思ひます。むしろ競争条件を育成していくというようになことが、これまで国民経済の発展、国民生活の向上につながるべくいくことを考えてみますと、表現としてはまずいかもしませんが、むしろ向きか前向きか、いずれの方向を選んで産業の振興をはかり、国民経済の発展、国民生活の向上に資するということにすべきであらうか。私どもはそれらの点を慎重に検討していくのでなければ、独禁法適用除外のこうした、私をして言わせればうしろ向きと申し上げたいのでありますけれども、うしろ向きの政府の考え方ににわかに賛成できな

いというような考え方も実はあるわけでありまして、私のこの疑問に対して、ひとつ納得のいくお答えを聞かしていただきたい。

○赤澤政府委員 機械工業におきましては、全体の企業数を大別いたしてみますと、大体半分が中小企業、それから二割が十億円未満のいわゆる中堅企業、残りの三割が十億円以上の大企業というような形でありまして、出荷額で見ますと、これはまた少し変わつてまいりまして、いわゆる中小企業が三割、中堅企業が二割弱、残りが十億円以上の大企業、こういったような感じでございます。機械工業の特性をいたしましては、いま御指摘になりましたように、中小企業ないし中堅企業というものが非常に多数存在いたしております。これらが部品をつくり、あるいは場合によりましては独特の技術を持って完成品もつくつておるという状態でございまして、私どもも、従来機械法におきまして、当然の中堅ないしは中小企業対策ということに配慮をいたしてまいりました。その一、二の実例を申し上げてみますと、たとえば開発銀行の融資、これは先ほどお話しのように千数百億のものが出ておりますが、今日までの実績で見ますと、資本金十億円未満のいわゆる中堅ないし中小企業という分類に融資をいたしておりますものが、件数並びに金額、いずれもほぼ七割を占めております。こういったことも、やはり私どもの現在の機械法の運用におきましても、中小企業に十分な配慮をしながら運用しているというところの結果であらうと思ひます。

また、中小企業につきましては、いわゆる近促進法のダブル指定も行なつておりまして、特に中小企業業種の多い業界九業種につきましては、近促進法でもこれを指定をいたしまして、近促進法によるメリットを与えながら、同時に、現行の機械法によるカルテルあるいはその他の共同行為というところを通じて、両方相まつてその業界の合理化体制の整備をはかつておるわけでございまして、また、従来の合理化カルテル等の面を見てまいりますとも同様でございます。たとえば機械

法に基づく指示カルテル、中でもたとえば人造といしでありますとか、あるいはプラスチック機械でありますとか、木工機械でありますとか、こういったものは、御承知のように大部分が中小企業業種でございます。こういったものにつきましては、それぞれ指示カルテルを行なつております。また、歯車、ネジ等の分野におきましては、同様、グループ化を行ない、あるいはまた共同会社を設立をするということで、私どもはこの機械業界からずつといういろいろな実例等につきましての内容のヒヤリングをいたしておりますが、機械法につきましては、特に機械業界として、中堅以下の中堅企業あるいは中小企業の多い機械業界につきましては、機械法によるグループ化、あるいは共同会社の設立、あるいは指示カルテルによる規格の制限、こういったこととでいろいろの面で効果をあげておるよう私ども聞いております。

もう一つ、法律の面で申しますと、たとえば指示カルテルの面におきまして、第六条の三項の規定がございまして、こういったものはむしろ中堅あるいは中小企業、簡単に申せば、部品等を生産している企業が一つの規格の制限をいたしまして、できるだけ多品種少量生産から大量生産に持つていくコストダウンをはかり合理化をしようという場合に、ユーザである機械業界、これは主として大企業になると思ひますが、こういったものがなかなか受け入れてくれないという場合には、ユーザである機械業界、機械業者に對しましても、規格の制限についての指示カルテルを実施することを指示することができ、こういったような規定も置いております。これはもつぱら大メーカーのためではなくて、大メーカーにものを納める中堅以下の企業というものが合理化をしようとする場合、大企業のほうが受け入れてくれない、こういったことでは困りますので、三項を置きまして、大企業のほうも、受け入れ側も、そういった中小企業の実態を十分認識をしてやつてもらいたい、こういった規定が盛り込まれておるわけでございまして、

以上、二、三の例を申し上げましたように、従来の機振法の運用におきましても、こういった面は私どもも十分配慮をしているつもりでございます。今後新法の運用にあたりまして、ただいま中村委員から御指摘のような点につきまして、は、なお一その配慮を加えていく所存でございます。

○中村(重)委員 いま中小企業に対して共同行為カルテルという点について強く強調され、それによつて中小企業というものが体質改善をされたというものであつたわけですが、私も、その面は確かにあると思つた。同時に、日本の中小企業というものが、いつまでたつても大企業との格差というものが正されない、成長性が高まつてこないという点は、あまりにもカルテルに依存をしていくからだという批判があるわけですが、私は、これも全く当たらない批判ではないと思つた。確かに何かあつたら不況カルテル、合理化カルテルといった形でカルテルに依存をしていくというふうな、そういうことがあるわけですが、しかし、私はこれは好ましいとは思わない。やはりそのことが大きなガソリンとなつて、今日の寡占体制あるいは価格の硬直化というふうな形が生じてきたというところだといえる。議論されておる再販の問題等々も、メーカーはメーカーなりの立場に立つてこの再販を主張し、小売り店は小売り店という立場に立つて何とかしてそういうものに依存をしていくこととするような、そういう傾向が非常に強いという事です。しかし、ほんとうに国民経済発展の上から、国民生活を向上させるという面からどうなのだろうかということを経営的に考へていかなければならぬのではないでしようか。ですから、あまりカルテルに依存をするというところは好ましい方向ではない、私はさう思つております。こういうものからできるだけ早く脱却をしていくということではなければならぬと思つております。

もつて十四年間やつてまいりました。そしてさらにまた七年、これで実には二十一年になるわけですが、独禁法の適用除外としてこの新法に同意を与えられた公取の積極的な理由について、お聞かせをいただきます。

公正取引委員会の立場から申し上げますと、競争制限的なカルテルというものは望ましくなく、これは当然でございます。独禁法自体にも、合理化カルテル、それから不況カルテルという適用除外の規定がございます。機振法、電振法は過去におきまして何べんも更新されて現在まできておるわけでございますが、これは公取としては必要最小限度やむを得ないというところで認めてまいつたわけでございます。

合理化カルテルというものの、本来は業界の自主性にまづべきものではないか、つまり業界自体が、どうしても合理化をやりたい、公取は必要条件を満たしている限りはこれを認めるというたてまえであるべきだと思つて、現在の特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案におきましては、これは従来の電振法、機振法と同じように、政府の指示カルテルということになつております。したがつて、独禁法適用除外法としての本法の必要ということについても、あるいは疑問があるのではないかと、ふに本来的には考へております。

しかし、規格の制限の点につきましては、機械工業発展の基礎的な条件である、それから場合によつてはアウトサイダー規制が必要な場合もあるというところで、どうも業界の自発的な意思によつてやるのはむずかしいのではないかと、それから技術の制限の点につきましては、これは主として危険防止というふうな観点から行なわれるわけでございますが、業界が自主的にやるということに無理な場合もあるのではないかと、期待できない場合もあるのではないかと、それからもう一つ、機械工業は目ざましい発展をいたしてまいりましたけれども、まだ技術水準が国際的に著しく立ちおくれおるといふ面が見られるわけでございます。そのことが国民経済発展の足を引っぱつていゝという場合もあるわけでございます。そういう産業につきまして、政府が指示によつて積極的に規格制限、技術制限のほか、生産の専門化でありますとかあるいは合理化を促進する必要があるのじゃないかというふうな考えられるわけでございます。

したがつて、本法案の六条の二項にも書いてございますように、規格制限、技術制限の場合にはさき言つたような理由がございますが、品種の制限、あるいは部品または原材料の購入方法、生産施設の利用、これらに關して共同行為を指示するという場合は、非常に条件がきびしくなつておりました。「国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある」、あるいは「合理化の目標を達成するためやむを得ない必要がある」というふうな、条件が非常にきびしくなつておりまして、当然これは公取に協議し、ここに書かれておきます条件をより厳格に解釈してまいり、必要最小限度からはずれることのないようにいたしてまいりたいというふうな考へておるわけでございます。

それから、もちろん本法案は七年間の時限立法でございます。七年間というふうに限つてございましては、従来機振法、電振法が五年あるいは七年というところでございありますが、私どもとしては、これはいつまでも必要性がないのにするずると認めるというふうなことはいたしたくないというふうな考へておりました。七年というものは公取としては妥当な線じゃないかというところで同意をいたしましたわけでございますが、いつまでもどうしと必要だといふ、その必要性なしに延ばされるというところは、あまり好ましいことではないといふふうな考へております。

○中村(重)委員 あなたの方では、こういった適用除外の施策を講じていくとする場合に、これを拒否されたような実例がどの程度あるのだろうか。あらためて公取と相当な時間をかけて議論をしてみたいと思つておるのです。

最後に、私はあなたに申し上げたわけですが、少なくとも今日、独禁政策というものは非常に重要だ。いわゆる経済憲法であるといふことお忘れにならないように、ただ政府から持つてこられたならば若干これにしほりをつけて同意をしていこうというふうな安易なお考えをお持ちにならないように、私は強く警告をいたしておきたいと思つております。

端的に申し上げさせていただきますならば、臨時措置法でなければ適用除外の措置がとれないんだ、あるいは金融、財政面において特別措置が講じられないんだ、そこにウエイトがかつていゝということ、これもまた全く当たつていない私の推測ではないんではないか、こう思ひます。事業者はそれを求めます。これはまあ当然といへば当然であるのかもしれない。これをチェックしていくというところが、少なくとも私は、国民経済の発展、国民生活を豊かにしていくという面から競争制限的なものを押えていかなければならぬというところを考へていくならば、第一次的には行政当局がこれにチェックを加え、そして公正取引委員会がこの点に対してやはり強い歯どめをしていくということではなければならぬのではないかと、そのように考へるわけです。

いろいろと具体的な問題をお尋ねしたいこともございまして、今度は法律案の中身について若干お尋ねをしてみたい、こう思ひます。先ほど局長お答えになつたわけですが、第六条は、指示に従わないものに対しては罰則は伴わないという形になつておるわけですが、あとの規格の制限に關する命令だとか、その他罰則事項が届け出たとか報告だとかという点についてはあつて、強制規定になつておるのですが、第六条の共同行為の実施に關する指示は罰則は伴つていない。この点は、まあ指示であるから別に罰則が伴

れを拒否されたような実例がどの程度あるのだろうか。あらためて公取と相当な時間をかけて議論をしてみたいと思つておるのです。

最後に、私はあなたに申し上げたわけですが、少なくとも今日、独禁政策というものは非常に重要だ。いわゆる経済憲法であるといふことお忘れにならないように、ただ政府から持つてこられたならば若干これにしほりをつけて同意をしていこうというふうな安易なお考えをお持ちにならないように、私は強く警告をいたしておきたいと思つております。

端的に申し上げさせていただきますならば、臨時措置法でなければ適用除外の措置がとれないんだ、あるいは金融、財政面において特別措置が講じられないんだ、そこにウエイトがかつていゝということ、これもまた全く当たつていない私の推測ではないんではないか、こう思ひます。事業者はそれを求めます。これはまあ当然といへば当然であるのかもしれない。これをチェックしていくというところが、少なくとも私は、国民経済の発展、国民生活を豊かにしていくという面から競争制限的なものを押えていかなければならぬというところを考へていくならば、第一次的には行政当局がこれにチェックを加え、そして公正取引委員会がこの点に対してやはり強い歯どめをしていくということではなければならぬのではないかと、そのように考へるわけです。

いろいろと具体的な問題をお尋ねしたいこともございまして、今度は法律案の中身について若干お尋ねをしてみたい、こう思ひます。先ほど局長お答えになつたわけですが、第六条は、指示に従わないものに対しては罰則は伴わないという形になつておるわけですが、あとの規格の制限に關する命令だとか、その他罰則事項が届け出たとか報告だとかという点についてはあつて、強制規定になつておるのですが、第六条の共同行為の実施に關する指示は罰則は伴つていない。この点は、まあ指示であるから別に罰則が伴

れを拒否されたような実例がどの程度あるのだろうか。あらためて公取と相当な時間をかけて議論をしてみたいと思つておるのです。

最後に、私はあなたに申し上げたわけですが、少なくとも今日、独禁政策というものは非常に重要だ。いわゆる経済憲法であるといふことお忘れにならないように、ただ政府から持つてこられたならば若干これにしほりをつけて同意をしていこうというふうな安易なお考えをお持ちにならないように、私は強く警告をいたしておきたいと思つております。

端的に申し上げさせていただきますならば、臨時措置法でなければ適用除外の措置がとれないんだ、あるいは金融、財政面において特別措置が講じられないんだ、そこにウエイトがかつていゝということ、これもまた全く当たつていない私の推測ではないんではないか、こう思ひます。事業者はそれを求めます。これはまあ当然といへば当然であるのかもしれない。これをチェックしていくというところが、少なくとも私は、国民経済の発展、国民生活を豊かにしていくという面から競争制限的なものを押えていかなければならぬというところを考へていくならば、第一次的には行政当局がこれにチェックを加え、そして公正取引委員会がこの点に対してやはり強い歯どめをしていくということではなければならぬのではないかと、そのように考へるわけです。

いろいろと具体的な問題をお尋ねしたいこともございまして、今度は法律案の中身について若干お尋ねをしてみたい、こう思ひます。先ほど局長お答えになつたわけですが、第六条は、指示に従わないものに対しては罰則は伴わないという形になつておるわけですが、あとの規格の制限に關する命令だとか、その他罰則事項が届け出たとか報告だとかという点についてはあつて、強制規定になつておるのですが、第六条の共同行為の実施に關する指示は罰則は伴つていない。この点は、まあ指示であるから別に罰則が伴

うような強制規定でなくともいいんだという考え方でございましょうか。

○赤澤政府委員 御意見のとおりでございまして、第六条の共同行為の指示は、いわば役所としてといえますか、政府としてこういうことが必要であるということに認めて指示をし、その指示を受けた業界の自主的な活動と申しますか、そういうことによって共同行為を実施していくというたてまえでありますので、特に罰則を設けておりません。

○中村(重)委員 共同行為の届け出に對しましては、「遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならぬ。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。」というわけでありまして、ところが、この届け出を怠ったというような場合、罰則規定があるわけですね。一万円というのがある。その届け出の内容というものは、第六条の一項から三項ということになっていくわけですから、これはそのようにわかるわけですが、ところが、同僚議員も指摘をいたしておりますが、規格制限に関する命令、この罰則は、これに反します場合においては三十万円ということになっているわけですが、これは公取との協議事項にはなっていない。これは共同行為を実施することに対して、公取との協議事項になっているから、ここではそれに伴って命令をするのだからいいではないかという御答弁があったようでございします。ところが、私がこの条文を読んで考えてみるわけですが、指示をいたしまして、この命令をしなければならぬというところまでは、相当な期間というものもあるのではないかと、その間の情勢の変化ということもあり得るのではないかと、いう点、それからそれを、その指示に従わないというものは、やはりそれなりの事情もございまして、もう少し、またその従わないことが、あるいは国民経済の発展の面に、国民生活の利益に資するという面において、条文には反するけれども、実際はそれのほうがよろしいということだとして、なにもあらざると思ふ。同時に、この指示に従わ

ないからといって、強制的に命令によってこれに従わせるということになってまいりますと、それら特定の業種あるいは事業者の存立の問題だとして起つてこないということもいえないのではないかと。それから、それらもろもろの点を考えてみますと、私は規格制限に関する命令、この第十条に少なくとも罰則が三十万円つくわけではございませんから、私は公取との協議事項でなければならぬ、そのように考えるわけですが、同僚議員の質問に對するお答え、前段で言ったんだからここではいいではないかというのでは、私はどうしても納得がいかないわけですが、いさしく納得のいくような御説明を伺つてみたいと思ひます。

○赤澤政府委員 まず御説明の一部といたしまして、現行の機械法におきまして、第九条の二というところで、規格の制限に関する命令の規定がございします。これは昭和三十六年の改正時に挿入された規定でございしますが、この際も、当時公正取引委員会という協議をした事実がございします。その結果、やはり同じく第十一条に、公取との協議事項の規定がございしますが、同様、現行機械法におきまして、第九条の二の規格制限命令に關しては、公正取引委員会と協議をいたすことになっておりません。

こういふようなことを受けて、今度の場合にも、同様やはり公取協議という事項になつていないわけではございませんが、その趣旨は、いま御指摘がございしましたように、まず共同行為の指示をする段階で公正取引委員会側と十分なる協議を行なうということがたてまえであるということが一つと、それからこの第十条の規定をこらうにいたしますとおわかりいただけますように、まずこの命令を出しますのは、規格制限に限つております。規格制限という事柄の持つ意味からいたしまして、これはやはり非常に大きなウェイトを持つて、いわば生産制限、不当な市場制限、こういったものにつながる例が非常に少ない、こういったことから、先ほど公正取引委員会のほうからも御答弁がございしましたように、第六条の一項にお

きましては、比較的その発動の要件をゆるめております。こういったものを受けて第十条があるわけではございませんので、こういった点も、事柄の実態からして、まずどちらかといへば、いまの独禁法のたてまえからいいますと、要件のゆるいもの、それに該当するもの、こういったものにかかわる命令でございしますし、その命令以前の段階ですでに公正取引委員会と共同行為の実態につきましては十分なる協議をしておるということがいえると思ひます。

また、第二点といたしましては、この第十条に、一、二、三、四と、四号のいわば発動要件の規定がございします。これをこらうにいたしますと御理解いただけたらと思ひますが、この指示によって共同行為を現に実施をしておる、規格制限の共同行為をやつておるということではありますけれども、これがやはり全体の総生産額に對しまして相當の比率でなければならぬし、また実施していかない者、共同行為に加わつていない者の活動が、どうも高度化計画に定める目標を達成するには著しい障害になつておる、こういった事実があるとき、また逆にこの規格制限につきましては、先ほども私、御答弁の中で触れましたように、第六条の三項でユーザーである機械業界のほうからこれを詰めていくことができるようになっておりますが、これを指示してもやはりうまくいきそうにない、こういったようなこと。さらに第四号におきまして、こういった状態が継続する、つまり規格制限の共同行為をしておるのにそれがうまくいかないというような状態が継続することが、合理化関係特定電子工業等の生産方式の改善に非常に重大な影響がある、ひいては国民経済的にも好ましくない、こういったような非常に各種の事情を踏まえて、いよいよやむを得ないときにこれは発動するんだというたてまえになっております。しかも、その発動にあたりましては、後段のほうの第十五条の審議会への諮問のところにございしますように、この命令をしようとしたときには、一応審議会にははかつて、全体の立場でこ

う命令をすることが万やむを得ないんだといううな答申をいただかなければ、この命令はしないということではございします。

こういったように、非常にいろいろな形で、この命令をいたしますにつきますと、通産省としてはチェックがかかるわけではございまして、こういった意味合いからも、まず実態について、その前段階におきまして公正取引委員会と十分なる協議をしておけば、この命令を出すといううな事態になる場合には、いろいろな意味からも総合的な検討が行なわれるわけでありまして、まず公取と協議をしないでも、その運営が十分になることはあるまい、こういう観点から、現行の機械法に引き続きまして、この新法におきまして、第十条に關連するところにつきましては公正取引委員会との協議事項になつていない、こういった次第でございします。

○中村(重)委員 十分なる協議をするのだと、こうおっしゃる。現実にはどの程度協議をするのか、これはまあ、ことばであなたが答へになつた、十分にやるんだ、そのことばを信用する以外にはないわけですが、ところが、公正取引委員会は、共同行為をするというときに相談にあずかるだけなんです。あとはどうなつていくのか。公取はこれにタッチする機会はありません。その他、あなたは機械法の例だけをおとりになりました。いろいろな法律を私は見てみました。公取に対するところの通知をしなければならぬということだつて、この中小企業団体組織法を見てもあるわけですが、それから機械法に對しては、命令の場合は、これは公取と協議することにはなつていないと、こうおっしゃいました。類似なものとして、中小企業団体組織法第五十六条の二の命令は、同法九十条第二項で公取との協議事項になつてゐるわけですが、さらにそれだけではなくて、中小企業団体組織法、まあ調整規程の変更命令及び認可の取り消しであるとか、調整規程に関するいろいろな問題等々に對しましては、公取に對して通知をするという形になつております。絶えず公取はみずから協

議をし、これに同意を与えたことに対して協議に
あずかり、通知を受けて、その動きを見ることが
できることになっていくわけですね。少なくとも独
禁法の適用除外である。それがどのような弊害が
もたらされておるのかも、公取としては必ずしも
なしという形が好ましいのかどうか。少なくとも
みずから協議をし同意を与えたものに對しては、
それに伴って命令を発する、あるいは勧告を行な
う。それは、もろもろの施策が講ぜられる場合に
おいては、少なくとも公取に對するところの、さ
らに協議であるとか、あるいは通知をするとかと
いう措置が講ぜられてしかるべきであるとは考
えるわけですね。それらのことに對しては、どの
うにお考えになりますか。

それと、お答えの中に、きわめて限られたもの
だとおっしゃいます。私は、量の問題ではないと
思うのです。いわゆる質の問題として、共同行為
をするというこの指示に對しては、先ほど申し上げ
ますように、少なくともある程度は業者の自由
意思が働く。いわゆる罰則は伴わない行為である
わけですね。命令はこれは罰則が伴うのです。
完全に拘束されるわけですね。したがって、こ
の段階において、中小企業団体組織法の中にも、
命令は公取との協議事項になっているわけであり
ますから、ただ抜いたものを、あなたのほう
では、これはなっていないからいいやないかと
いうのではなくて、できるだけ他の条文等におけ
るところのことも引用し、やはり公取との協議が
よろしいのではないかと、あるいは、そうした方
向で公取との協議あるいは通知等々がなされるべ
きであると私は考えます。むしろ私は、まあ俗なこ
とばで申し上げますと、行政当局としては、公取
といろいろ協議をしたりすることをあまり好み
にならないでしょう。しかし、公正取引委員会自
体が、少なくともこういうことではなくて、みず
から同意をしたというだけで、それでおしま
いだというのではなくて、命令に對しあるいは勧
告に對して、協議を受けるなり、あるいは通知を
受けるなりということをお願いすることが、

私は公取としては当然の責任ではなからうかと思
います。端的に申し上げれば、あまりにも公取は
無責任だということを申し上げたいのです。この
点に對して、それぞれお答えをいただきたいと思
います。

○赤澤政府委員 先ほど御答弁の中で申し上げ
ましたように、過去の実績と申しますか、現行機
振法における、実際の共同行為、指示カルテル
の運用等につきましても、これは大部分、ほとん
ど全部と言つていいかもしれません。これは中
小企業にかかわるものでございます。したがって
して、私どももいたしましては、こういった非常
に中小の、部品をはじめとする企業、これらの合
理化をしていきます場合に、どうしてもこういった
手段、方法によらなければうまくいかない、こ
ういったことを考えておりました。今回やはり特
定機械工業、特定電子工業ということではしり
はかけておりますが、また、かけてまいるつもり
でありますが、しかし、おそらくこの六条の共同
行為に關する限りは、今後の新法の運用にお
きまして、その実態は大部分が中小企業を對象
にしたものと、こういうことにならうと考えてお
ります。こういった面から、私どももいたしまし
ては、中小企業合理化促進という観点から、特に
機械工業は、先ほど申し上げましたように、こ
ういった中小の企業がしつかりしてまいりませ
んと、いかに大企業ががんばりましても、今後の情
勢には追いついていけないという実態がございま
すので、こういった点を特に考えながら、この六
条以下共同行為に關する規定を置いたわけであり
ます。もちろん私どももいたしましては、独禁法
の重要性、またその持つております運用、公取の
考え方、こういったものににつきましては十分なる
配慮といえますか、当然それについて考えなけれ
ばならぬことでございますので、いろんな角度か
ら公正取引委員会とは、現状におきましても、十
分協議をし、実態の報告をし、打ち合わせをし、
現状の機振法を運用いたしております。

いま団体法のお話がございまして、この点につ

いても私どもいろいろ調べてみました。法律論
的に申しますと、片一方はいわば自主的な業界の
発意によるカルテルであり、このほうはいわば政
府として必要やむを得ないという判断のもとに発
動いたします指示カルテルである、こういったよ
うな違いが、いまお話しのような点にひつかか
つてくるかと思ひます。思ひますが、それはいづ
れにいたしましても、私ども、今後のこの法の運用
につきましても、従来もそうでございましたが、
この運用いたしました後における定期的な実態の
報告、内容の協議、こういったことにつきまして
は、遅滞なく公正取引委員会と打ち合わせをする
ことになっておりますし、またさらに、こういった
ような指示カルテルを行ないました後におきま
して、公正取引委員会側として、もはやその必要
はなくなったのではないかと、あるいは内容につ
いて一部こういう点の変更が適當ではないかとい
うような御意見があるといいたしまして、その点に
ついては十分公取の御意見を尊重いたしまして、こ
ういふふうにご考慮をいただいております。

○吉田(文)政府委員 お答えいたします。規格の
制限に對するアウトサイダー命令について協議が
ないというお話でございますが、通産省とは、絶
えず本件につきましても連絡をとり、事実上の協
議をいたしてまいりたいというふうにご考慮して
いただいております。規格の制限は競争の制限に
なることがございます。規格の制限は競争の制限に
なることがございます。そのほかの、品種の制限とかあるいは
生産施設の利用とかいうものに比しますと、比較的
ゆるいわけでございます。したがって、この
六条の一項と二項で要件の書き方も違つて
いるというふうにご考慮をいただいております。したが
って、法律には書いてございせんけれども、事実
上協議をして、きびしく法律の要件に照らし見て
いたしたいと思います。また、たとえば輸出入取引法にもア
ウトサイダー規制がございまして、これは単なる
通知ということになっておりますが、これは法律によ
つてそれぞれ規定のしかたが違つたわけでございます。

す。ただ法律にいかにか書いてありましても、事実
上、運用が形式的になつては意味がございせん
ので、本法案につきましては、事実上の協議とい
うふうな気持ちで通産省と密接に連絡をとりなが
ら、厳正に要件に照らして運用いたしていきたく
い、そういうふうにご考慮をいただいております。

○中村(重)委員 事務局長、非常に無責任なん
だ、あなたの答弁は。法律にいかにか書いておつ
ても、これは運用の面に生かされなければ意味がな
い。そんなでたらめな答弁でわれわれを納得させ
ようとするのですか。それじゃ何も書かなければ
よろしい。法律に必要なものを書く。少なくとも
法律というものは国民を拘束するものだ。書い
て、その実効あるように守つていくという正しい
姿勢がなければ、意味がないじゃないですか。また
赤澤局長は、書いてはいたけれども、公取と十分
協議をしてやつていくのだ。書かないで書いて、
あなたのほうで協議をしていくというふうな誠意
と努力がありませんか。そういったことはほとんど期
待ができません。少なくとも国民に對して拘束す
るようないろいろな命令を出す。そしてそれが独
禁法適用除外ですから、競争制限的なものにな
る。そういう場合には、少なくとも公取との協議
というものがあつてしかるべき。さらに、中小企
業団体組織法の場合においては、これは業者が自
主的にやつていくのだ、しかしこの新法の場合は
指示カルテルだからとおっしゃる。中小企業団体
組織法の五十六条の二も、主務大臣が「前条各号
に掲げる」云々という形で命令をするのです。そ
の場合に、九十条において公取と協議をしなければ
ならぬようになつていくのです。ですから、
そういう便宜主義的な無責任な答弁は慎んでいた
だきたい。

さらに、先ほど審議会の諮問の問題でしほりが
かけられるんだということをおっしゃいました。
審議会の構成がどうなるのだから。少なくとも
いままでの審議会の構成を見ると、その大半が産
業人によつて占められておるようでございます。

審議会に諮問するということが一番民主的でもありますけれども、審議会の構成、そのメンバーいかによつては、それらの経済人にとつて都合の悪いことはチェックすることもあつてしよう。これはいけないんだなというのをあなたのほうでお考えになつておつても、待つたをかけることだつてあるのです。審議会というものがあつて、隔離のみのなるという批判等も、十分お考えにならなければならぬということです。少なくとも審議会に対しては消費者代表を加えていく、そういうような構成でなければなりません。真に民主的な、国民が納得するような審議会、その審議会に付議することにおいて、審議会がそれに対して十分チェックしていくことが期待が持てるならば、審議会に諮問する、こういう形になつておるから、これは大きなしほりになるんだということでもあります。私は納得もいたしませんが、そういうけれども、少なくとも今日の運営のあり方としては、そういうことに対して期待が持てないのです。従来、審議会への諮問事項は、「第三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき」は審議会にかけないかつたのです。今度はこれを新たに審議会にかけようになつています。

〔委員長退席、武藤委員長代理着席〕

前段私が申し上げましたように、審議会が民主的な構成であります場合には、このことが役立つかもしれません。しかし、いまのような審議会の構成でありますならば、このことはかえつてチェックをされるおそれがある、むしろ向きになるおそれがあるというのを憂へるのです。ですから、従来審議会の諮問事項でなかつたものが、特にこの面に対して審議会の諮問事項にされたのはどういふことなのかという理由と、それから審議会の構成、私が申し上げましたように、少なくとも従来のような産業人を中心として構成する審議会ではなくて、もちろんそれらの要素も必要でございましょうが、学識経験者、消費者、そうした立場の人たちを審議会の主要な構成メンバー

とするような御意思があるのかどうか、そこいらもあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○赤澤政府委員 まず第一点の御質問の点からお答えをいたしますが、十条の命令を出すというふうな場合、言つてみれば、私どもとしては、伝家の宝刀と申しますか、そういうような感じの規定であるかと思ひます。現実に現行機械法におきまして、三十六年に改正してこの条項が追加されておりますが、過去十年間この規格制限命令は一件も発動いたしておりません。そういうことから考えましても、やはり万一に備えてといひますか、全く必要やむを得ないときにのみこれは発動していくんだ、こういう心がまえで私どもこの条文は考へております。

それから、こういったことにつきましての公正取引委員会との協議の体制でございますが、大体この指示カルテルの指示をいたしますときには、共同行為をすべき期間、いつからいつまでというふうな期間を付して指示をいたします。いままでの例でございまして、大体一年とかあるいは二年といったような期間が示されておりました。その期間において共同行為をすることができぬわけでございます。したがつて、非常に長期にわたるものは別といたしまして、そういうふうな期間に、中小企業を中心としたした業界の各企業が、特に規格の制限といったようなことで、先ほども公取から御説明ございましたように、どちらかといへば、言つてみれば独禁法の要件から申しますと、比較的軽微といひますか、そういう行為をしていくということでございますので、この期間において共同行為をしてみてもおかしくもありません。こういう実態があるという場合に初めて十条の命令が発動されるということでありまして、私どももこの共同行為の期間におきましても、従来とも公取とは事務連絡を十分取つておる次第でございます。

第二点、審議会の点についてお尋ねがございましたが、確かに御指摘のように、現行の機械工業審議会は、半数以上の者が業界もしくは業界団体の

出身の方で占められております。これは従来機械工業の合理化という点を中心としたしまして、いわば機械工業の実態に即しながら、従来で申しますと、基本計画あるいは実施計画を審議をいたしてもらいますので、どうしてもやはり当該関係の方でないといふ専門的なことがなかなか理解ができません。というふうな意味で、この審議会の構成がされるような形になつておつたわけでございます。今後私ども、電子機械工業審議会というのを設けますが、昨日の御質問に対してお答え申し上げましたように、電子とか機械とかといったような特定の分野にあまり片寄らない、それぞれの分野も必要でございますが、同時に両業界を一本にしたような運営のしかたというものが必要であるというところが、第一点でございます。

それから第二点の点といたしましては、この第一條の目的にもございまして、「国民生活の向上に資する」といふことがこの新法の大きな目的の柱になつておりますので、こういった観点から、やはり学識経験の方あるいは国民生活の観点からいろいろ御議論のある方、こういった方々も審議会にぜひお加わりをいたしたい、いわば公正な立場でこの新法が運営されますようにつとめてまいりたいと存じております。

○中村(重)委員 この第十三条、「勧告」ですが、これは罰則を伴つていない。いわゆる政府の勧告です。この勧告に従わなかつた場合どうするの、これは何かお考えになつていらつしやるんじゃないでしょうか。時間の関係もありまして、私から申し上げますが、たとえば、これは融資とか課税の特例があるわけですから、したがつて、政府の勧告に従わなかつたという場合は、刑事罰はないが、行政罰という形にもなりませんか。うが、融資や課税の特例をはずすというお考えがあるのかどうかという点。それから、勧告に対しても、私は公取に対する通知事項という形が好ましかつたのではないかと思ひます。だから運用の問題について、公取とは十条の場合も十分協議をしていくんだとおつしやいました。この勧告

の場合においても、同様に公取に対して通知をする、あるいは協議をするといったようなお考えがあるのかどうかという、この二点についてひとつお聞かせいただきたい。

○赤澤政府委員 まず第一点の勧告にかかりまして、御指摘のように、この法案上は、勧告につきましては何ら強制的な力を付与いたしておりません。ただ、この勧告の規定による書いてございまして、通産大臣が勧告をすることができるといふことが、通産省にとりましては非常に重要な制度であつたと思ひます。この点につきましても、この程度のことであれば、いわば法律の定めがなくても常時やろうと思へばやれるじゃないかという意見も、実はこの条文をつくりまされたいと思ひました。また、じゃ命令といふところまで強めてはどうかという意見もございまして、あるいは命令と勧告の間に指示というふうな制度もございまして、先ほどの指示カルテルではございせんが、これもどうかというふうなことで、各般の議論も、実はこの勧告については、私どもの省内外を通じていたしてまいつたのでございまして。結果といたしましては、こういったような共同事業をいたしておりますもの、アウトサイダーが、新規にニューカマーとして出てくる、あるいは大規模な事業をする、こういうことであるので、営業自由の原則との兼ね合ひもあり、かつまた一方では外資というものの頭にも描いておられますので、そういった点の配慮もあり、かれこれいろいろな結論を出した結果が、こういう規定になつたのでございまして。

あと勧告を聞かない場合どうだ、こういう御質問でございますが、この点につきましては、法律上はもちろん何もございせんし、また聞かないものに何らかの別途の方法で強制を申しますか、そういう力を働かせるということも、行政当局としてはよほど慎重に考へて事を運ばなければならぬ時代だと思ひますので、私はやはりこの勧告をするということ自身が、いわば国民経済的

かつてにやるといふことは問題なんです。それは国民を拘束します。しかし、私が言っているのは、刑罰の問題も、若干フォームはきまつているけれども、内容は重要である。届け出をする、せぬという内容は、共同行為でございしますから、国民を拘束する行為を始めるという場合に、これを届け出しないやるといふことについては、非常に重要な点があるのじゃないでしょうか。十六条はやつたことの報告でございします。それを報告をしなかつたり、うその報告をしたりするといふ場合のことです。結果はもう起こつてしまつてゐるのです。そのことを報告をしなかつたり、あるいはうそを言うたからといって三万円。片一方は、国民を拘束する行為をこれからやる、そして始めた、そのことを届け出なかつたといふことにおいて一万円でございます。

そのことも一つ問題にいたしておりますが、私が指摘をいたしております第二点は、その報告の内容は十六条において政令にゆだねられておるといふことです。私も、それを知ることができないし、審議する機会を与えられないと言つてゐるのです。そして、私もが内容を知らないものに對して三万円の罰金を科するといふことだけを、私もはここで審議決定をしなければならぬと言つてゐるのです。この点に對して若干私は抵抗を感じてゐるわけです。

そこで、十六条の中に、まあ具体的なこまかい問題は政令で定めなければならぬのでしようが、ある程度かようなものは報告をしなければならぬのだといふことを、いまだここに明記をできなかつたのか。ある程度、私もにも審議の中に於いて、これを明記されておるといふことにおいて、その罰金の量の問題、三万円か一万円か、五万円か十万円かときめる場合において、私もとして、これは妥当か妥当でないかという判断がここで生まれてまいります。しかし、それを知らないのだから、この罰金だけの三万円というのが適当か適当でないかという判断は、つかないではございせんか。その二点を指摘をいたしておるわ

けです。いかがでしょう。

○赤澤政府委員 政令でこの報告事項の内容をきめるということになっておりますので、これはいろいろなかの法律等も調べまして、現行の機振法も同じような立て方になっておりますので、実は言つてみれば、一つの例文化した形でここに書いたわけでございします。実際問題としてどういふ内容だ、わからぬじゃないかというふうな御質問でございしますが、この点はあとで資料等を差し上げてもよろしゅうございしますが、現行の機振法第二十一条の規定による報告の徴収内容といつたしまして、同法の政令に基づきます報告内容、これは政令の第五条で定めておりますが、これにはいろいろなかの書いてございします。たとえばその製品について性能、品質等々いろいろなかのことがございします。そういったような内容を現実に頭に描いておまして、ほぼそれと同じものにならうと思つておまして、罰金の点も、この点は私も法律をつくるにあたりまして、法務省とも相談をいたしまして、法務当局が他の法律等も十分横断的に検討いたしまして、この程度の罰金が適當であるという意見をいただいて、こういう規定に決定をしたといふことでございます。

○中村(重)委員 政令事項も、これから新法によつては検討してお定めになるわけですが、必ずしも機振法の政令の第五条そのものをつくり報告事項として持つていこうとお考えになつていらつしやるのではないかと私は思ふのです。したがいまして、私が指摘をいたしました問題点は、やはり一つの疑問点は疑問として残り、抵抗を感じる点は、いまの答弁の中でも解消いたしません。だから、どうしてもこの十六条が政令事項でなければならぬという、積極的な理由づけというものがあつたのか。

私は、申し上げましたように、少なくとも第九條の報告事項におきましては、ここには書いていませんが、第六條においてそのフォームは明らかである。十分これを審議する機会が与えられておる。しかし、十九條の三万円の罰金の内容につい

ては、この法律の中でうかがい知るよしもなし。いまお尋ねをいたしましたも、すでに死ぬ法律の政令をお答えをいたしましたにすぎないわけですが。どうするのですかとお尋ねをいたしましたし、これから検討するのでございしますから、こういうものを報告事項といたしませんか、あなたは責任をもつて明確にお答えはできませんか。だとするならば、私もに何を根拠に三万円という罰金を審議をしてきめるとおっしゃるのでございしますか。やはりそこには問題があるように私は感じます。

大臣もお見えになりましたが、もうこれで終わらうとするときでございますので、同僚の委員がこれから質疑をいたしますから、私はもう多く大臣あらためてお尋ねをしようとは思いません。幾つかの疑問点を実は提起をいたしました。第一点は、御承知のとおり、機振法と電子工業振興法との二つの法律、実は機振法のほうが十五年、電子工業振興法のほうが十四年になります。そしてこの二つを一本にして新法として、さらに臨時措置法として七年間やろう。臨時措置法は独禁法の適用除外でございしますから、これが二十一年間続くとになります。さらにまた、情勢の変化もあるでしよう。技術革新、構造の変化というものが絶えず起こつてまいりますから、さらに更新をしなればならぬといふことだつて起こり得ると、私は思つておるのです。競争制限というものを抑制をしていくといふことがなければならぬ、できるだけ競争条件を強めていこうとするのが、大臣の何回かの、私もものこれに関連をする問題に對してお答えとして、私もに返つてきておる。少なくともこの法律は、競争制限の方向であるといふことは否定できません。さらにこの十四年間、十五間に一千数百億円の国家資金といふものを投入し、さらに課題の特例等をもつてこれを育成してまいりました。私が第一に疑問点として指摘をいたしましたのは、もうここらでいいのではないか。もう体質改善もでき、相当な力もつてきたのではなからうか。みずからの努力

によつて、そうした今日の情勢の中において、七〇年代の構造変化の中で、システム化の方向の中でみずから対応していくことをやるのが当然ではなからうかといふことを、基本的な問題として私は指摘をいたしてまいりました。

その他、法律案の中身におきまして、共同行為に對しては、これは指示カルテルでございしますが、公取との協議事項になつております。ところが、この指示に従わなかつた——規格の制限といふものに限つてはおりますけれども、これに對する命令は、これは公取との協議事項になつていない、通知事項にもなつていないという点は問題点として私は指摘をいたしました。中小企業団体組織法五十六條にこれと類似したことがございしますけれども、これは公取との協議事項になつてゐるわけですが、これらの点と比較しても問題点であるといふことを指摘をいたしました。さらにまた報告もあるわけでありまして、しかし、これも強制規定もないわけでありまして、この報告に従わなかつた場合には、どうすることもできない。刑事罰は行ない、またその従わないといふことが国民経済の発展の上に、国民生活の向上に影響があるといつたとしても、さればといつてこの融資や課税の特例といふものをはずすのかどうかといふことには對しても、明確なお答えをいただくとはいへないものであります。さらに審議会の構成の問題、審議会がほとんど業界界をもつて占められておるといふ事実、そのことがあつて程度必要といたしまして、審議会として真に国民の期待にこたへ、国民の福祉という点を十分生かした審議会の運営が行なわれることが期待できるであらうか。私は、審議会の構成というものに對しては、学識経験者、消費者等を加えた民主的な審議会の構成をしてもらなければならぬといふことを指摘してまいりました。さらにまた十九條で、報告の義務を怠つた者あるいは虚偽の報告をした者に對しては三万円の罰金を科することになつてゐるのでありますけれども、その内容については政令事項でございしますか

ら、私どもはこれを知ることではできません。ちょうどこのときに大臣は入っていらつしやいまして、お聞きになりましたでしょうか、多くは申し上げません。この報告の内容についても、ある程度こまかいことは政令にゆだねるといたしまして、第九条の「共同行為の届出」に対しては、第六条においてそのフォームが明らかであるわけでありまして、これに對しましては、私どもは、一万円という罰金の可否の一つの基準と申しましようか、判断をすることができまうけれども、十九条には、報告の義務については、この三万円がはたして適当なのかどうかというのを判断する何らの基準もないわけです。それらもろの点を指摘してまいりましたから、この際、運用の問題とあわせて大臣にお答えをいただきたい。同時に、この種の独禁法の適用除外という方向はできるだけ押えて、競争条件というものを育成していくことが、真に産業振興に役立ち、国民経済、国民生活の向上に資するという形になるのではなからうか。この種のもののできるだけ避けていく、抑制していくということが、政府の基本的な姿勢でなければならぬのではないかと、そのように考えるわけでありまして、今後、公取との間でこの法の運用についてどのような対処のしかたをするのか、局長あるいは公取からもそれぞれお答えがございましたけれども、ひとつ公取との関係、この法の運用の問題につきまして、大臣からあらためてお答えをいただきたい、そのように考えます。

○宮澤国務大臣 本法案を御提案いたしました理由につきましては先般申し上げたところでございますが、その中で、中村委員が御指摘になつておられますように、いわゆる自由競争体制との関連において幾つかの問題点がございまして、これは、事実であると思ひます。私どもは、国内において十分な自由競争が行なわれなければならないというところは御指摘のとおりと思ひますが、また、外から参ります企業に対しても、ある限られた場合には、われわれの国内における体制との調整という

ことが必要になる場合もあるかと思つておるわけでございますが、いずれにいたしまして、基本は十分な自由競争が行なわれなければならないというところでございます。したがつて、それを制限するような目的の規定につきましては、公正取引委員会等々との十分協議いたしまして、自由競争を阻害するような結果にならないように配慮をいたさなければならぬことは、御指摘のとおりであると思ひます。

なお、御質問の前段のところは、私、直接にお伺いすることができませんでしたが、御趣旨につきましては、おりました者からあとでよく説明を受けまして、後の機会にまた詳しくお答えをさせていただきますと思ひます。

○武蔵委員長代理 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時四十五分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松尾信人君。

○松尾(信)委員 まず最初にお尋ねしたいのは、機械産業のための政府のいろいろの助成措置、これは近促法で業種指定がなされて、その指定した業種の中からまた特定して構造改善に入つていく、このような近促法のねらいであります。次に機械法の関係でございまして、この法は、機械の指定、特定をしております。そのように、機械の指定、特定をしております。次に品種の調整をする。さらにこれを強化するためには、共同事業会社の設立、勧奨等をなされてきたわけであり

ます。まず最初にここで明らかにしたいと思ひますのは、この近促法の業種指定を受けたものが、さらに機械法の機械の指定を受けることができるかどうか、もしもそのような実例があるとするれば、どのようなものに対して適用されてきたか、

これをまず承りたいと思ひます。

○赤澤政府委員 機械法におきましては、この試験研究または生産の合理化を特に促進する必要がある、こういった機械工業を対象としたしまして、いまお述べになりましたような諸種の施策を講じてまいっております。それから特に中小企業につきましては、その生産性の向上をはかることが必要である、こういった業種につきまして、別途いわゆる近促法によりまして近代化を進め、合理化を実施することができるといふことになつておりますので、私どももいたしましては、必要がある場合にはこの両法を併用する。言つてみれば、ダブル指定という形で業種の指定をし、それぞれの特長に依じた助成振興の対策を講じておるわけでございます。こういったような観点から、現在まで両方の法律によりまして指定をされておる業種が九つございまして、その九つの業種を讀み上げてみますと、銃銃物製造業、ネジ製造業、歯車製造業、包装荷造り機械製造業、食料品加工機械製造業、バルブ製造業、金型製造業、自動車部品製造業、鍛工品製造業の九業種でございます。これらにつきましては、いずれも両法をもつて指定をし、それぞれの特性に応じた助成振興をはかつておる、こういったことでございます。

○松尾(信)委員 特にお話のございました業種の中で歯車関係でございまして、これは御承知のとおり、中小企業が約九三%も占めております。これは近促法で三十九年に指定になりました。四十四年と四十五年はこの構造改善の指定を受けようとして非常に希望があつたわけでありまして、現在までの構造改善の指定を受けられない、このような陳情がありました。特に非常に中小企業が多い歯車業界でありますので、二カ年のプランクはありましたけれども、構造改善の見直しは今後どうかという点でございます。いかがでしよう。

○赤澤政府委員 歯車は、いま御指摘のように、非常に重要な製品でありますと同時に、非常に多数の中小企業から成り立っております業界でございます。これにつきましては、従来から近促法による指定を行なつてまいりましたが、いま御指摘のように、構造改善のための特定業種に指定をしてもいい、こういった業界の強い希望がございまして、先般、この具体的な構造改善についての対策をどういうふうにするかということ、私どもも内部で検討を進めております。まだ今日の段階では成案を得るに至っておりませんが、私どももいたしましては、この具体的な成案を得次第、できるだけ早い機会に、できますれば来年度早々に構造改善の業種に指定をし、指導をしてまいりたい、こう考えておるところでございます。

○松尾(信)委員 いま歯車の例をあげたのでありますけれども、先ほどのお話では、九業種が両法の指定を受けておる。このような業界は、さらに今後提案されております機械法の指定も受けたいという希望もあるわけでありまして、これらはどうなんですか。片方、今度は構造改善のほうは、特定された新しい機械法でさらにまた指定も受けたいというふうなものにつきましては、それぞれ業界をよく調査し、その必要があれば認めていけるものかどうか。今後は分離して、片方だけ片方はもういかに、こうなるものかどうか、その点、伺います。

○赤澤政府委員 歯車製造業につきましては、従来の機械法で指定をしまつております。これは御指摘のとおりであります。今回この新法を出しますにあたりまして、この第三条のいわゆる特定機械工業の指定の考え方、そういったものに基つきまして、従来指定しておいたものにつきましても、十分の見直しをしてまいりたいと思ひます。

そういうような観点からいたしますと、一方では、ただいま御答弁申し上げましたように、歯車製造業について、これを近促法の構造改善の業種に指定しようということ、そのために必要な施策の内容につきまして、目下具体的な施策を鋭

意検討いたしております。そういったような具体的な施策の中身の固まりぐあい、またそれによる業界の体制、そういったものも十分見きわめられた上で、新法による新しい指定が必要かどうか、また、それをやったほうがなおよろしいかどうか、こういった点は、慎重に検討の上決定をしたい、かように考えております。

○松尾(信)委員 そうしますと、先ほどのお話のとおり、新法においてもダブル指定はあり得る、こういうことですね。その点は理解いたしました。特に、これらの業界は中小企業が非常に多いけれども、生産部門は中堅企業が非常に多い。数は中小企業が九三%あるけれども、生産の額は中堅企業が非常に多い。おまけに大企業もあるというわけで、複雑な業界であります。そういうところでありまして、特に中小企業関係を育成強化していく方向を確立していかなければならぬのではないかと、こう思います。

いまお話しがございました業種の指定の関係でございますけれども、十何品目かあるとされるところのような業種のこういうものが甚だありまして、その中にいまお話ししたような車なども入っておるわけですね。お話しとこういうニュースが非常に食い違っておるというわけでありまして、何か動揺があるようにも感じられますし、お話の趣旨ともだいたい離れておりますので、具体的にいま、はずすものははずす、新しく入れていくものは政令で入れていくというお話でありますけれども、煮詰まっておりますか。

○赤澤政府委員 この点は、昨日の御質問に対してもお答えを申し上げた次第でございますが、新法の基本的な考え方というものが、従来の機械法あるいは電振法の流れを踏みつつも、やはり装いを新たにしておきながらお話しのように思っています。そういう意味合いから、この第三条の規定というものには非常に重要な意味を持っておるものと思っておりますので、私どもといたしましては、まだいろいろな機種につきまわりの洗い直しを目下大急ぎでやりつつある段階でございます。したがって、

て、いろいろ新聞報道等で出ておりますが、こういったことはいまは、何ら私どもの内部でも、たとえば第一案のものもまだできていない。非常に多数の機種でございますから、一時にそれらのものについて検討いたすといはしまして、相当期間を要します。こういったことを法案の準備とあわせながら関係の向きにおきまして鋭意検討いたしておりますが、全体的な成案といえますか、第一次の案さえもまだできていないというのが実情でございます。いまお話しのように、新聞等にかえって悪い影響が出るので、業界等にかえって悪い影響もあるかと思ひまして、先般こういった集まりの際にも、まだ十分検討も、また業界サイドの意見も十分聞くから、動揺しないようにというような指導を、担当の課あたりを通じていま行なっておるのが実情でございます。

○松尾(信)委員 では、この新聞記事による質問というのは、これでやめます。よく考えがわかりましたので、いまお話しのとおり、業界の動揺、不安、また特にその中でも中小企業関係についてどうするかという基本的なものをきちんとお立てになりまして、しっかり指導していただきたい、こう思います。

三条三項に入りますけれども、これは考え方としてはいろいろありますが、大まかにいいますと、どのような機種を考へていられしやるのか、代表的なもの三つ、四つでけこうでありますけれども。たとえば、海洋開発の機器だ、または公害防止の機器だというようなのは、この三条三項の機種として考へられておるかというところを、まず聞きたいと思ひます。

○赤澤政府委員 お尋ねでございますので、二、三私どもが頭に描いております機種の内容を御説明いたしたいと存じます。たとえば工作機械の分野で申しますと、電算機が組み合わされましたNC工作機械、そういったもの。それから、これはまだなかなか検討を要しますが、自動倉庫。これは、倉庫の各種の機械が

自動的に制御されて、無人倉庫といつてもいいかもしれません。そういうふうな種類の一つのシステムでございますが、そういったもの。それから電算機制御による公害防止機械。さらに電子制御燃料噴射装置。これは自動車に用いまして、いわば自動車の燃料が電子制御で自動的にスピードを出したりゆるめたりというふうなことができて、これあたりも、まだ開発中のものでございまして、これからいろいろと研究を進めてまいらなければならぬと思ひますが、以上言いましたようなものが、大体御指摘の三項に該当するような機械の一例ではないかと思ひます。

○松尾(信)委員 いまお話しの中で、公害防止機の話がありましたけれども、いずれにしても、機械または電子という両方をひくくする電子機械でありますけれども、このハード部門を単につくつておるというふうなことでなくて、ここには相当ソフトウェア部門も考へて、そしてさらに、それが効率のあがるような部門にもつていかなくちやいかぬのじやないかと、こう思います。それで、いまお話しした機種につきまわして、そういう部門のソフトウェア部門、これはどのような配慮をしていくのか。情報処理振興法という別のソフトウェア部門がありまされども、そういうもので考へていくのか。または、本法では無理だと思ひますが、ありますけれども、そういうハード部門の組み合わせについて、ソフトウェアの考へ方をどのように固めていくかという問題であります。いかがでしよう。

○赤澤政府委員 ただいま御説明申し上げました、この第三条の第三項で考へておりますような各種の機械といつてもいいかと思ひます。大げさにシステムと申さないまでも、機械と電子が組み合わされたものというふうな形のものでございします。当然こういった一つのものを組み立てますのは、その基礎になるソフトウェアエンジニアリングが必要でございます。そういったようなソフトウェアエンジニアリングの確立なくしては、いわば機

電一体という方向には参りませんので、御指摘のように、私どもソフトウェアの振興育成というのは、非常に重視をいたしております。一方で、これは昨年法案が成立いたしました情報処理関係、この法律では、コンピュータを使います場合のコンピュータの利用技術面としてソフトウェア、こういったものの振興をはかるということが、その中に大きく盛り込まれております。コンピュータを使ひましていろいろな作業をいたしますが、ただいま申し上げましたソフトウェアエンジニアリングなども、やはり高度なものになつてまいりますと、どうしてもコンピュータを使ひまして、そしてソフトウェアエンジニアリングの技術というものをくり上げていくということが必要になつてまいります。こういった意味から、いわゆるコンピュータのソフトウェアエンジニアリングの、さらにそれを使つて行ないますソフトウェアエンジニアリングと申しますか、システムエンジニアリングというものが、非常に必要になつてまいるわけでございします。

こういったことを考へておりますが、この法案によりまして、第三条の「特定機械工業」の項にございしますように、危害の防止あるいは生活環境の保全といったことが、従来の機種指定の場合に比べて非常に大きく要件としてかぶつてきておりますので、いま御指摘のような公害防止機器等も、今後は、単体の機械と申しますよりも、電子関係が一本になりました一つのシステムとして組まれてまいる、そういった方向で育成強化をしていかなければならぬ、いよいよのをつくり出さなければならぬ、こういったことに相なりますので、したがって、こういったような面におけるシステムエンジニアリング機器の促進、振興、こういった面には、特段の配慮をしてまいりたいと思ひます。本年度から、これもその一助ではございしますが、こういったようなシステムエンジニアリングの促進のための金融債の引き受け措置、こういったことで三十億円の融資のワケも取りつけて、こういった面を重視してまいりたいと思ひま

ず。こういったことにつきましては、御指摘のように、公害問題等は現下における喫緊の問題でございまして、できるだけそういった面に対する配慮を十分行なうまいかと考えております。

○松尾(信)委員 私が伺っておりますのは、このソフトウェア部門、それがくっついてくる。それはこの本法でやるのか、または情報処理振興法と申しますか、それでやられるのか、どちらかということですか。

○赤澤政府委員 広い意味のソフトウェアというのはいろいろな解釈がございしますが、先般の情報処理振興事業協会等に関する法律で対象としたソフトウェアは、コンピュータの利用技術という形のソフトウェア、これを考えております。この法律でいまの機械一体ということで考えておりますのは、機械と電子部門を同一のシステムとして成り立たせるようにするためのシステムエンジニアリングと申しますか、これも実は広い意味のソフトウェアと考えてよろしいわけでございますが、そういったものを含んでこの法律でもって振興助成をしてまいりたい、こういうことでございます。

○松尾(信)委員 では、本法で大きいそういうソフトウェア部門も助成していく、こういうことですね。そのように了解いたします。

それで特にここで申し上げたかったのは、公害防止機だとかいうようなものは、要するに汎用的でないわけですね。もとの情報処理振興法とときの考え方というものは、汎用的なものを主として委託開発するとか、または民間で開発された先進的汎用プログラムを買い上げるといふようなことがあるものですから、これでは少し無理じやなからうか。この公害防止等に限定されてまいりますと、どの項で処理していくのか。本法自体はハードウェア部門じやなからうか。そこにソフトウェアの部門というものが加わってこなければいけないのだけれども、それはどういうふうになつておるのか。これを明らかにするために聞いてお

るわけなんです、もう一回その点を……。

○赤澤政府委員 その点は、実は具体的な例が出てまいりませんと、なかなか抽象的な説明がしにくい点もございしますが、昨年成立いたしました情報処理振興事業協会等に関する法律でもって、いわば汎用的あるいは共通の、基礎的といったようなソフトウェアの開発につきまして、いろいろ施策が講ぜられることになっております。いまの公害というものを例にとつて申し上げますと、たとえば公害の防止のためのソフトウェアと申しましても、ある特定の地域、こういったような地域における公害防止のためのソフトウェアというものがございすれば、全国一円のそれらの地域に共通の公害防止のためのいろいろな施策を講ずる必要上からくるソフトウェア、こういったものもあるうかと思ひます。したがって、必ずしも去年の法律の中で、いま申し上げたように、公害防止というものが特殊であるから全く入らないかといへば、そういうことではなくて、いわゆる公害防止という観点からする共通のあるいは汎用的ソフトウェアというものは、これはまだ開発が緒についておりませんが、将来は出てまいらると思ひます。そういったものについては、やはりあの法案でもって、コンピュータの利用技術という観点からこれは推し進めてまいらる。今回の法案というものは、昨日の委員会でも一部御説明を申し上げましたように、どちらかといへばハードのほう、機械そのものを対象としていろいろな施策が講ぜられる、こういうことになってはおりますけれども、機械一体と申しますか、こういった新しいシステム機械になりますと、当然それを組み立てるために必要なシステムエンジニアリングが要るわけでございます。ですから、そういったものも含めて私どもとしては考えていきたい。また、法律のたてまえ上は、いまの機械そのものに着目しておりますが、当然それが入ってくるという観点から、この法案の運用をしてまいりたい、こういう考え方でございします。

○松尾(信)委員 公害防止関係でありますけれども、これは非常に多くの需要もあります。四十四年度には千四百億円以上、五十年におきましては八千数百億の需要というものが見込まれておる。これは企業体でありますけれども、この公害防止の機器に対して、従来の近視法なりまたは機械振法の対象としてお考えになったことがあるのかどうか。もしもそういう対象に入っていないとするならば、いままでどうして、このような重要な産業の機械が、近視にもまたは機械にも入っていないのか、こういう点でありますけれども、いかがでしょうか。

○赤澤政府委員 公害防止機器と申しますのは、言ってみれば、いろいろな機械が公害防止のために使われるということ、ある意味では、各種機械の使用目的から見ると一つの総称であるというふうな感じのとらえ方でございします。中身をいろいろ割って考えますと、たとえば化学機械でございしますとか、あるいは測定器、計測器、こういったような機械が集積をされて、そして一つの公害防止のために使われていく、こういうことでございします。したがって、私どものほうの機械法におきましても、公害防止機器というふうな、これはまあ言い方が悪いかもしれませんが、ばく然としたというか、全体をひくくめたような形での指定のしかたはしておりますが、化学機械あるいは計測器、測定器といったような指定はいたしておりまして、それぞれの機械の中で、特に公害の目的のために行なわれるものを重点的にこちらに取り上げていくという考え方で、従来運用いたしておる次第であります。

○松尾(信)委員 そうしますと、政令の中にあります指定機種の中に公害というふうな表示はないけれども、それぞれ一品一品の機種等についてはあるのだ、このような御説明ですね。それで、百四十社というほど公害関連の企業があるわけでありまして、いま測定器だとかそういうことをおっしゃいましたけれども、大体公害に関連する企業というものは、従来のそのような指定でもう網羅しておったのだ、大体漏れはない、このよ

うな確信はあられますか。

○赤澤政府委員 私ども全部をもう一度洗い直してみると、まだあるいはそういった漏れがあるかもしれないと思ひますが、何ぶんこの公害関係のいろいろな防止機器、あるいは測定機器類にいたしましても、最近になりまして目ざましく技術が発展をし、生産も緒についてきたということでございます。そういった点から、私どもとしては、大部分いま公害関係のものは網羅しておると思ひますが、そういう新しいものが次々出てまいりますので、あるいは若干そういった点に手落ちがあるうかとも思ひます。今回特に新法におきましては、ただいまも御説明申し上げましたように、公害の防止、環境の保全といったようなことに非常に重点を置きました業種の指定をしたというふうなことを考えておりますので、いわば従来のような個々の機械というもののとらえ方のほかに、公害防止のための機器ということで別に一業種を起こしてみようということも、ひとつ検討してみたいと思つております。そういうことで、漏れなく新法においては、公害関係の機器が今後ますます精度が高まり、生産費が下がり、振興してまいりますように努力をしたい、こう考えておるわけでございます。

○松尾(信)委員 この公害関係防除機器、これに大いにいまから先力を入れていかなくては相ならぬと思ひます。それにはなお、業界の中におきましても、技術の開発の面、それから業界の体制の整備というものがなされていかなくてはいかぬと思うのでありますけれども、政府の、公害防除機器というのに対して、今後どのように技術開発を促進してやるか、また業界の体制の整備というものをがっちりして、一日も早くそういうところから公害をなくしていくというふうな考え方というものは、固まつておりましようか、どうでしょうか。

○赤澤政府委員 御指摘のとおりでございまして、私どもも、公害という問題がいま日本の社会、経済にとりまして最大の課題であるという認

識を持っております。そういった意味から、財政面あるいは技術開発に対する助成の面で特段のことを配慮してまいりたいと思っております。特にこれは一般会計の予算等を使っておるわけではございませんが、行政指導の範囲内で行なっております措置といたしまして、産業機械工業会が中心になりまして、公害関係の防止機器のメーカーと、それを使いますユーザーとの間で、共同いたしましていろいろな防止機械の開発をする、それに対する必要な調査を昨年来進めております。公害防止の問題は、メーカーだけの発想と申しますよりも、現場におけるニーズと申しますか、こういうことをやってみる、こういうものが必要なんだ、こういった面の開発をすることも、技術の開発をし、製品をつくる場合に非常に重要でございますから、そういった面に着目いたしまして、昨年来その調査をするために必要な費用等については、優先的に工業会として支出をし、われわれも可能な限りの援助をするということで進めております。その考え方は四十六年度以降もさらに拡大をして続けてまいりたい、こう考えております。こういったようなことも、今後の公害防止の技術開発、製品の品質向上のために非常に必要かと存じましたので、一例として申し上げた次第でございます。

○松尾(信)委員 いろいろ政府の援助のお話が出ましたけれども、試験開発等も非常に必要であります。財政的な援助ですが、これは抽象的にお話がありまして、具体的にはお話がありませんでした。具体的に四十五年度はどのようにやった、それで四十六年度はさらにどのようにやる計画だということがあれば、ここで発表してもらいたいと思うのです。

○赤澤政府委員 公害防止技術開発あるいは公害防止の設備、こういったものの導入のために、四十六年度で一応予算上あるいは財政投融資上措置されておりますものを申し上げますと、たとえば重要技術研究開発費補助金、これは通産省で非常に重要な技術を開発するための補助でございます。

が、この中に、本年度から新たに公害防止の技術開発のための補助といたしまして二億円を別ワックとして用意をいたしております。それから第二点といたしまして、同じく工業技術院の關係でございますが、特に公害を念頭に置きました電気自動車、それから公害を脱却する技術、これはもう従来から引き継ぎのものとございます。この両方合わせまして五億六千万円の大規模な技術研究開発費を計上いたしております。また、財政投融資の面でございますが、公害防止機器のリース制度、これは中小企業等はなかなか高い費用のかかる公害防止機器を買えませんので、リースをするというところで、これにつきまして、大体、概算三十億円というふうに考えて、この新しい制度を設けることにいたしました。また開発銀行の中の産業公害ワックあるいは国産技術の振興資金ワック、または中小企業金融公庫におきまして当該ワックにつきましても、開発銀行におきましては約六十億円、中小企業金融公庫におきましては四十億円、こういうワックを一応つくっております。今後の私どもの公害防止技術の進展、また機器の開発普及に際しまして、これが支出をされていくということに相なっていくわけでございます。

○松尾(信)委員 いま、公害技術開発関係で四十六年度二億というふうなお話がありましたけれども、こういうことでは非常に少ないのではないかと、こう思います。開銀等の融資のワックというものは年々広がっておりますから、特に申しませんけれども、これにしまして非常に少ない。需要というものは一千四百億、やがて八千数百億というふうに、公害防止企業がどんどん伸びていくわけでありまして、でありますから、やはり他方、公害防止の産業、そういう機械の体制の整備強化というものをあわせて行ないませんと、うまくマッチしない、こう思います。今後ともに、この二億等につきましては、非常に少ないのだ、これをしっかりとがんばってほしい、これは要望であります。

それから次は、公害防止機器の中には、公害防止機器を備えつけますと、そこに一つのメリットが出てきますね。アウトプットと申しますか。たとえば、尿処理の機械、それと一緒に今度ごみも処理するようないくつかの防除機器があります。その機械を揃えていくと、即製の堆肥ができるわけでありまして、このようにメリット、アウトプットが出てきますと、そういうものに對しては融資もしない、または税制上の優遇もないというところで、だんだん利用者もそういうものを利用しなくなるし、注文がないからメーカーもそういうものをつくらない。非常に需要が高くていい機械であるそうでありまして、そのようなものを備えてみると、そこに何かプラスのものがでてきて、優先的に融資されるものが出てくる。また、税制上の優遇措置もなくなると、ますます、また税制上の優遇措置もなくなるといっていいわけ、そういう機械、機種というものがだんだん出ないようになってきて、また、排水を循環する装置をつくりまして、そこに一つの効率的なものが出てまいりますと、同じような問題が起こります。そういう機械に対する需要、要望というものがだんだんなくなってくるというふうな事態が起こっております。でありますから、そういうものも含めて、すべて公害防止機器という、そういうものの定義をはっきりさせておいて、そして必要なものは、どのようなメリットがそこに出てくるとも、税制上または金融上の措置は差別待遇はしない、非常に歓迎されていく、いいものはむしろ助長していくんだというふうな考え方はありませんか。

○赤澤政府委員 ただいま御指摘の点は、私どもとしても全くそのとおりだと思っております。先ほど私、ちよつと御答弁の中で開発銀行の融資ワックが六十億と申し上げましたが、産業公害ワック百億、その他いろいろあるので、産業公害関係に使われるであろう、たとえば最近これも非常に重要になってまいりました廃車の処理事業、こういったものも含めまして約六十億ぐらいございまして、全体ではおそろく広い意味の公害関係、環

境保全も含めまして百六十億円というワックというふうに存じております。

それから、いまお話し、公害防止からさらに一歩進んで、公害と思われるようなものを積極的に資源として活用していく、こういった面は、私どもとしても単なる公害防止というよりもさらに有効なことであると思っております。こういったことから、実は本年度も廃車処理事業といったものを開銀融資の対象にするということで了解を取りつけております。また税制の面も、まだ十分ではないと思いますが、やはりいまお話しのような公害を防ぐと同時に資源として有効に活用していくといったようなものが、ごく一部ではございますが、改善をはかっておるうちに聞いております。こういった線につきましては、御指摘のとおり、今後ますますその方向に向かって、私どももいたしまして十分努力してまいりたい、こう考えております。

○松尾(信)委員 いま申し上げましたとおりでありますから、いま局長のお答えのとおりにとつり、そういういろいろの問題がありますので、そういう具体的な問題を漏れなく取り上げてりっぱにやってみてほしい。これは公害防止機器の連中の大きな希望、要望です。

次は、外資進出の關係でありますけれども、特にこれは中小企業に關連いたしまして、たとえば歯車の例をあげますと、歯車には資本の自由化はありません。ところが、すでに昭和三十八年には神鋼、日鋼、ヤマト、フオルク、コーポレーションとの技術提携について、フオルク社の資本参加がありまして、株式の二七％を取得しております。また長谷川歯車鉄工というのと米国のUSM社との間に行なわれたのが、ハーモニックドライブ減速機の技術提携であります。これは三十九年に契約しておりますけれども、その後このUSM社から再三合弁会社設立の申し入れが行なわれました。その結果、四十五年十二月にはハーモニックドライブ・システムズ社というのが、持ち株五〇対五〇で設立されております。その他例はあり

きてからは十五年です。

私、きのう四日市へ行ってきました。きのうのいまごろは、向こうですと調査をし、きょうも別な一隊が調査をしております。あれから十年たつておるけれども、ちいとも変わってない。ますますふえてゐる。四日市ぜんそく病は御案内のとおりです。六百人をこえておるのです。これが今度、名古屋ではやつてきた。つい先日、名古屋の南区で四日市ぜんそくと同じ柴田ぜんそくで死人が出ておる。東海市で児童、生徒の健康診断をやつたところ、これまたいへんなことなんです。四日市以上だといふのです。法案ができ、法律になつてそれが施行されてゐるにもかかわらず、公害は除去されてゐない。これは一体どこに原因があるのでしょうか。これは宮澤通産大臣に聞くことでございましょうけれども、どこやら機械にも関係があるような気がいたしますので、赤澤局長にお尋ねいたします。

○赤澤政府委員 たいへんむずかしい御質問でございます。私の担当の範囲で答えられるかどうか、たいへん恐縮に存じております。やはり経済社会の発展の度合いといふものと、それに伴ういろいろな技術の進歩、こういった面からいまして、たとえばきのうも御質問の一部にありましたが、テクノロジーマセメントといったようなものが、実はまだ確立されておられません。こういったことから、いろいろな防除措置あるいは防除いたしたための機械、その機械をつくり出すための技術の革新、開発といったものと、経済の発展に伴ひますいろいろな公害関係の排出物とが、バランスがとれてゐない。そこで、実際問題としてその間のアンバランスが起きておるのじやなからうか。いまお話しのように、いろいろな政策を打つてまいりまして、実際面においては、このギャップがどうしてもうまく埋まてゐないで、公害防除といふものがなかなか思つたほどきれいにいかない。こういったような点もあるのではないかと。これは私の関係しております範囲から、そういった感想を持っておる次第でございます。

います。

○加藤清委員 ある法律は十五年も前にでき、ある法律は十年前にできた。基本法は四十年前にできた。にもかかわらず、公害はふえる一方である。なぜだらうか。これは、行政をつかさどる者としては当然検討しておかなければならぬ重要な問題だと存じます。私はこう思うのです。業者は利益追求に専念して、公害追放、公害除去の機械とか設備については、これはケインズの回転率からいけばマイナス面であるから、一向に努力をしない。政府もまた、政府といつても特に通産省は、公害防止技術の開発、指導、育成が必要であるにもかかわらず、コストダウンの問題であるとか、生産性の向上の問題であるとかいうことにはたいへん熱を入れたけれども、自然の環境を保持、人間の健康を保持のといふことについては、一向に努力をされてゐなかつた。その結果、そうなつたのではないかと。そのことは産業構造審議会の答申にも見えております。これは業者も入つてつくと答申でございしますが、おのれみずからちゃんとそれを認めてゐる。

そこで、機械にしろつてお尋ねしたいのですが、公害を追放するための機械、設備等々にことは予算がいかに使われてゐるのか。特に、去年だけで公害関係法は十六、修正ないしは新法規法が通つておりますが、それに伴う機械関係の予算は、どの程度準備されたのか。

○赤澤政府委員 公害防止の技術開発あるいは公害防止設備を導入するといふことが、設置するための設備資金、こういったもののためにいろいろな制度が新しくでき、また予算も準備をされておるわけでございます。先ほど一部お答えを申し上げましたが、技術の面で申しますと、まず私どもの重要技術研究開発補助金、これは従来公害関係にも実は使われておりましたが、やはり四十六年度以降は、明らかに公害と目されるものに特別ワケを設けてまして、二億円の補助金を設定いたしました。これなども、実は私も若干不満な点がございまして、予算要求の原案では、これは補

助金のワケではなくて新たなワケを一つつくり、制度として別制度にしたい、こういう考えもございまして、とりあえず四十六年度は公害特別ワケといふことで二億円の研究補助金を設定することにいたしました。

それから大型プロジェクトと言つております大型工業技術研究開発費でございしますが、これもいろいろなテーマがございしましたが、本年度から電気自動車の開発に取り組みことにいたしました。これは約五年間で四十億余りの金額でございしますが、四十六年度は、初年度といたしまして、これに四億五千万円という支出をいたしまして、これによりまして、市街地を走る業務用の小型あるいは軽自動車、排気ガスを出さない電気自動車にするといふことをねらいにした第一歩を踏み出した、こう思つてゐるわけでございます。

また、これは私どものほうの企業局の関係でございしますが、公害防止機器につきましては、中小企業等が最初から買ひ取ることがなかなかむずかしいといふようなものもございまして、このリース制度をとるといふことにいたしましたので、このリース制度の実施のために必要な財投関係のお金といたしまして、概算三十億円を予定しておるといふことでございします。

なお、開発銀行による産業公害ワケ百億円、また先ほど松尾先生の御質問にお答えいたしましたように、産業廃棄物、特に廃車処理事業、こうなつたようなことも含めまして、六十億円余りのワケの中で処理をする。また中小企業金融公庫におきましては、産業公害防止機器を設置するといふことのための特別ワケを四十億円設定いたしております。

以上のようなことでございまして、私どもとしてもまだまだ不足であり、不十分ではございしますが、とにかく新しい制度も含めまして四十六年度から発足をしたいといふことで、私ども、これの実施にあたりましては、鋭意その目的に沿うように努力をしてまいりたいと考えております。

○加藤清委員 ただいませつかくの御説明でございしますが、私、頭が悪いので一度には頭に入り切らないので、すみませんけれどもそれをメモにしてあとでいただけないか。

では、自動車の話が出ましたから、もう一つ続きましてお尋ねしますが、電気自動車の新規エンジンの研究には、予算が組まれておりますか、おりませんか。

○赤澤政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、電気自動車は四カ年、約四十億を使いましてつくりたいと思つておりますが、いまのところトラック、バス、乗用車を含まして六車種、これの試作をこの四年間くらいで進めて、いわゆる経済的に使ひ得る電気自動車といふものをつくりたいと思つてゐる。そういう意味から、もちろん電気自動車のエンジンと申しますのは、電池が中心でございまして、自動車メーカーと電池メーカー、さらにはこの電池をエンジンと申します。動力として装着いたしますと、自動車の各部構造が変わつてまいります。こういったものを含めまして、いまのところ六車種についてこれを開発していきたい、こういう考えでおります。

○加藤清委員 自動車の燃料関連部品、これには予算ついておりますか。

○赤澤政府委員 おそらく御質問は、自動車の排気ガスの関係の問題で、こういったものの技術開発にどうか、こういったことでございまいしやうが、この点につきましては、いまさしあたりこれだけの特別のワケといふことはございせんが、企業からの申請があれば、先ほど申し上げましたような重要技術研究開発補助金のワケ内で優先的に考えていきたいと考えております。

○加藤清委員 これはやつてもらふと約束違反になりますね。ということ、あなたは出席しておらなかつたのですけれども、去年排気ガス問題で柳町にたいへんな事件が起きたですね。あの事件を取り上げて公害委員会が審議されましたのに、将来の方向として、かようなことのないようにエンジンの電氣化と同時に排気ガスの正常化

について努力する旨の答弁が行なわれておるのです。それは鉛添加、四エチル鉛、アルキル鉛等々の添加については、直ちにその数量の面で実施されたわけなんです。ところが、排気ガスその他の点については、研究をして必ず御期待に沿うようにいたしますと答弁が行なわれておるのです。これは御検討をいただきまして、国会で使うガソリン、本省で使うガソリン、これに対する鉛の添加量まで半減させたんですからね。それから発生するところのノックその他を除去する関係については、至急研究してこれこれのことをいたしますと答弁しておられますから、これは実行に移していただくかぬかと思ひます。もう一度答弁を……。

○赤澤政府委員 御指摘のとおり、鋭意努力して実施してまいります。

○加藤(清)委員 それは本年度からですか。

○赤澤政府委員 本年度から実行してまいりたいと思ひます。

○加藤(清)委員 次にもう一つお尋ねしますが、大気汚染の最たるものはSO₂でございますね。そのSO₂がどこからたくさん出るかといへば、これは重油を燃料としてたくさんに使う場所から、すなわち火力電気であり、製鉄所であるわけなんです。このサル抜きの問題について、日本は非常に不利な立場に置かれておるわけなんです。それは先般新聞にも出ておりますとおり、産油国と世界資本とが協力して、ハイサルをより多く日本へ送り込んで、ローサルの良質の原料はほとんどアメリカ、イギリス、E.E.C諸国へ運ぶ。日本へはわずかにミナス原油の一部しかローサルとしては輸入されない。しかし、日本の原油の使用量は、幾何級数的に伸びている。したがって、質を選んでいくひまがない。ハイサルでもやむなくこれを購入せなければならぬ。さすれば、ますますのSO₂による大気汚染はふえる。そこで、製油関係においてもサルを抜こう、大口消費もサルを抜こう、そのための設備、機械の研究をしよというところで、過去も続いて行なわれていたわ

けです。しかし、なかなかこの試験結果は思わしくいっていないようでございます。

そこでお尋ねする。このように重油が大口に消費される工場における直接脱硫、間接脱硫、排煙脱硫、この機械関係はどうなっているか。

○赤澤政府委員 脱硫技術の問題につきましては、特に発電所の重油を使います際の脱硫技術、装置も含めてでございますが、これは現在工業技術院の大型プロジェクトでもって実施をいたしております。いまなかなかうまくいっていないというお話もございましたが、ある程度の成果をおさめまして、いま試験段階、こういうふうに私は承知しております。もちろんそれだけで十分であると承知しております。私ども工業技術院の試験の結果も見まして、機械業界サイドからもこの点については今後とも十分協力体制をとってやっていきたい、かように考えております。

○加藤(清)委員 予算はどれだけ組まれておりますか。

○長沢説明員 大型プロジェクトにつきましては、ただいま赤澤局長から答弁がございましたとおり、排ガス脱硫と重油直接脱硫の二つをやっております。排ガス脱硫のほうは昭和四十四年度で終わります。重油直接脱硫のほうは現在進行中でございます。四十五年度の予算は、重油直接脱硫が約三億円でございす。御審議いただいた四十六年度予算の中には、約一億何がしかを予定しております。

○加藤(清)委員 では、一応終わったとおっしゃられる排煙脱硫のほうをお尋ねします。東電が引き受けてやっているのはどうなっておるか、中電が引き受けて検討しているのはどうなっておりますか。

○長沢説明員 東京電力は活性炭法という方法で行なっております。これもやはり四十四年に五万キロワット相当のパイロットプラントを大型プロジェクトで終了いたしました。現在十五万キロワットのプラントを、これは開銀融資でございすが、鹿島の火力発電所につけることになっておりまして、いまこの準備をしております。中部電

力につきましては、加藤先生十分御承知と思ひますが、活性炭化マンガンをやはり同様の規模で四十四年度に終了いたしました。十一万キロワットの規模で現在着工しております。

○加藤(清)委員 現在着工ですか。

○長沢説明員 着工いたしております。

○加藤(清)委員 四日市のあれは取りはずしたのじゃございませんか。

○長沢説明員 五万キロの設備につきましては、研究を終了いたしましたのでこれを取りはずしまして、実用規模に近い十一万キロワットのさらにこれを大型化したものをつけるという計画でございまして、開銀融資もこれに予定し、着工いたしております。

○加藤(清)委員 その着工は尾鷲ですか。

○長沢説明員 これは四日市の火力発電所でございす。

○加藤(清)委員 わかりました。

せっかくの研究が効果を結んで工業化される、実用化されるということは、まことにけっこうなことだと存じます。しかし、この方式はともにたいへんたくさんな面積を必要とするのです。したがって、余裕面積のある火力発電所にはこればかりでなく適用できないですね。やろうと思つたてでできない、面積がないんだから。したがって、新規工場を設営するという場合には、これは適用できます。ないしはたいへんな面積の余裕を持つ発電所をつくったところは、これが適用できるけれども、ぎつしり発電機で埋まってしまつていような火力発電工場には、これは適用できない。これについてどう対処されますか。これは機械のほうに答えていただけますか。工業技術院ですか。

○長沢説明員 先生御指摘の排ガス脱硫でございますが、私も中部電力、東京電力に委託して開発いたしましたこの方法は、いわゆる乾式法という方法でございす。乾式法というのは、御承知のとおり、ぬらさないで亜硫酸ガスを取る方法で

ございす。ぬらさないで取るというのは、拡散効果をよくするというような点もございまして、そういう方法を採用しているわけでございす。御指摘のとおり、面積がたくさん要するというのは事実でございまして、通常の発電所でございす。したがって、余裕のあるような場所があるいは新設等には、こういう方法が直ちに用ゐられるわけでございす。しかし、私の工業技術院の担当して一つの分野といたしまして、重油直接脱硫というのをやっております。(加藤清)委員「それはまたあとで聞くからいまの問題だけ答えてくださいよ。」と呼ぶ。私のほうも、いろいろほかの湿式法等につきましても、補助金等での育成措置をとつておる現状でございす。

○加藤(清)委員 間脱と直脱とをこつちやにする、私、頭が悪いですから、よくいごつちやになるのです。いまは排煙脱硫、しかも東電方式、中電方式、これはたいへんな規模を要することですね。面積を要することですね。だから、これは適用しようと思つても、面積の余裕のあるところではあるけれども、その他はできない。新設される場合は、これは最初から面積をとっていかねばいられないから……。したがって、過去すで行なわれていたところの火力発電にこの二つの方式が適用されるのが可能であるかいは検討しなければならぬことなんです。だから、どの程度これが適用されるか。もう研究が済んで適用の段階だとおっしゃるが、では、どここの工場のどこへ適用されていく可能性があるか、それを承りたい。

○長沢説明員 場所につきましては、御指摘のとおり、確かに物理的に広い場所が必要と思ひます。設立する場所等につきましては、公益事業局と十分御相談して、あらためて御返事申し上げますと思ひます。

○加藤(清)委員 では、お尋ねしましょう。たとえば中電の場合、知多火力には適用できるかどうか。新名古屋には適用できるか、できないか。西名古屋にはどうか。武豊にはどうか。四日市、こ

れは一体どこまで適用できるか。ほんの一部には適用できるようです。三重火力はどうなるか。尾鷲はどうなるか。ということは、このことがうまく行なわれるか、行なわれないかによって、火力電気の新設が可能になるか、不可能になるかの境だからです。たとえば、東電が静岡県に要求しました。断わられましたね。千葉県に要求しました。また断わられましたね。これはともに自民党の知事なんですよ。自民党推薦です。それでもなお、事公害に關しては協力はできません、お断わりします、こういうことになっているわけなんだ。しかし、電気は必要なんです、何とか除却設備をつくって火力発電は起こさなければならぬ。電気の伸びはたいへんなものなんです。それを補うに原子力で急に補えるかという、そうはいかない。だから、今後の火力発電の必要量、これとにらみ合わせてこのことを研究すること、目下の急務といわなければならぬ、日本のエネルギーの根幹にかかわる問題なんだから。それでお待ちしている。

では、適用できるか、できないかがわかっていなければ困るのじゃございせんか。そうすると、計画はないといっても過言ではなくなる。あなたのほうにどこでどれだけ適用するかという計画があったら、ひとつぜひお示し願いたい。それからまた、将来この設備を不可欠として義務づけられるか、られないか、その点は答えられるでしょう。

○赤澤政府委員 ただいま御指摘の点は、工業技術院はとにかく試験研究、開発まで段階を担当し、それを実施いたします場合は公益事業局がこれを実施するといつたてまででございますので、至急に公益事業局の担当者呼びまして、後刻お答えをいたしたいと思います。

○加藤(清)委員 私は、油のことを聞きますとちやんとおっしゃった。そしてそれは機械に関する油のことだと言っておいたのですよ。まあ、いいですよ。新聞記者はいないし、予算委員会ではないから、ストップをかけて快哉叫ぶようなこと

をやりませんから、仲よく続けましょうや。これはぜひ表にして御提出願いたい。後ほどでけつこうです。

次に、あなたがちやつと説明なさりかけた直脱のほうを今度は承ります。

目下生産される油の量と、それから直脱が行なわれている重油の量、これをまず承りたい。

○本田政府委員 お答えいたします。

ただいま、重油脱硫装置の設備をいたしましては、本年度で間接脱硫で十三基、二十七万三千五百バレルでございます。それから直脱につきましては三基で十一万二千八百バレルでございます。合計十六基、三十八万六千三百バレルの設備が稼働いたしております。先生御承知のように間接脱硫につきましましては、技術的に大体確立しております。順調に動いております。それから直接脱硫につきましては、最初に行ないました出光の千葉が必ずしも順調に動かなくて、いろいろ手直しをするという状況でございましたが、先般、水素添加装置をつけまして、これによりまして最近八〇%の稼働率で動いております。自後の二つの直接脱硫の設備は、そうした改良を取り入れ、新しいデータに基づいて稼働いたしておりますので、これは順調に設計の目標稼働率で動いておるといふふうに聞いております。

○加藤(清)委員 もう一つお尋ねしたでしよう。加工される油の量と、直脱が行なわれる油の量。輸入は二億キロリットルで起算してください。

○本田政府委員 お答えいたします。

現在、直脱、間接合計いたしまして一千万キロリットルの重油を装置に通流いたしておりますが、詳しい数字は後ほど区別して御報告させていただきます。ただきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 大体去年二億キロじゃないですか。そうすると、そこから発生する重油は、その半分の一億キロと踏んでよろしいですね。その一億キロのうちで脱硫装置が行なわれているのは約一千万。いまあなたの答えです。そうすると、これは十分の一ということですね。そうでしよ

う。これでもって日本の大気汚染が除去できますか。しかも計画によれば、ここの五、六年の間に輸入量は五億キロくらいになる。ローサルはなかなか輸入が困難である。ハイサルを買わなきゃならぬ。十分の一程度の脱硫装置でもって、大気汚染法が通ったからといって、もたら出てくるものがハイサルだったらどうなるのですか。赤澤さん、これは機械のほうだ。

○本田政府委員 お答えいたします。

御承知のように、低硫黄化のためにいろいろ検討いたしました総合エネルギー調査会の低硫黄化部会におきましては、四十八年を中間年度といたしまして、五十三年を最終年度にしまして、すべての地域において環境基準に合う大気の大気汚染度にして、こういうことに相なっております。その際、当面手段別にいろいろ検討いたしましたのは四十八年度でございますが、四十八年度におきましては、われわれのほうの検討では、低硫黄原油から生産する低硫黄重油の生産というものが、手段としては最もいいということでございます。低硫黄原油の輸入の増加をまずはからねばならぬ。その目標としては、現在三千数百キロリットルの低硫黄原油を五千五百万まで上げたいということでございます。

それから第二の方法としては、やはりいま申し上げました重油脱硫でございます。設備をいたしましては七十一万バレルの設備を四十八年度では必要とする。これは、現在精製設備の許可の際に、大気汚染防止の対策と見合う供給計画が必要だということ、これらの設備の推進を許可の条件としてやっておりますので、具体的な脱硫装置の方式、設計等についてはなおさらに検討しますけれども、七十一万バレルの脱硫装置の建設というの、一応できるというふうに見えております。

○加藤(清)委員 私は、きょうは機械のことを中心に聞いてくださいという注文を事務局のほうから受けておりますので、機械のことを中心にお尋ねしますが、問題になる点はこういうところなんです。目下のところ一億キロリットルの重油が

できる。それから脱硫できるものは一割しかない。九割はそのまま出てくる。その一割も、突っ込んでいくとまた問題がありますが、これは機械関係じゃございせんので、アスファルトの関係になつてくるからあとにしますけれども、十分の一しか脱硫できなくて、大気汚染は大気汚染法の示すとおりにできませんかと聞いておる。で、第一は機械設備が足りないではないかということなんです。これについて赤澤さんにお尋ねします。

機械設備があまりにも少な過ぎるではないか。

次にお尋ねする。直脱については、予算が三億と先ほどおっしゃいましたね。違いますか。直脱は三億とおっしゃったでしよう。

○赤澤政府委員 そうです。

○加藤(清)委員 ところが、重工業局長、機械の関係のお方、よく聞いてください。いいですか。四十八年までに七十一万バレルの除去装置を必要とする、こういう御説明がいま本田さんのほうからありました。一体これに幾らかかると思ひますか。いまは四万バレルでもって大体百億かかりますよ。四万バレルの脱硫装置で大体百億かかります。そうすると、七十一万と申しますと約二十倍。百億の二十倍は二千億ですよ。二千億に対して三億ですか。千分の一と言いたいほどですね。これで補助金になりますか。スズメの涙と言いたいが、千分の一、よくもつたり、こういうことですね。とにかく四万バレルで百億かかるのですよ。これは御承知の上の予算でございますし、それから、それともそうではないでございませうか、機械のほうにお尋ねする。

○赤澤政府委員 いま先生お示しの数字は、設備費であろうと思ひます。三億とお答え申し上げましたのは、これはその脱硫技術を確立するための技術開発に要する研究費でございます。したがって、金額を直ちに比較するということではなくて、三億——これから先、こしも一億ございまして、こういう研究費を毎年つぎ込んでまいりまして、いい設備技術を開発してそれをつけていく、こういう段取りになるわけでございます。

○加藤(清)委員 はい、わかりました。それじゃいわゆる直脱装置に要する予算の問題は、一般質問のときに譲ります。

それじゃ、研究費のほうについてお尋ねします。あなたのベースに乗って論を進めたいと存じます。

目下排煙脱硫の研究が、先ほどの中電方式、東電方式とは別に、もっと面積が小規模で効果をあげる方法が検討されているんですね。それは名前は、もうはっきり言います。三酸化硫です。これは大体実験段階が済んで、日本合成ゴム、通産省がつくった会社ですね。あなたたちの先輩もだいたい入って見える。天下りかなにか知らぬけれども、まあそれはいいですね。けっこうなことだと私は思っています。その会社の技術と組んで、いま千葉に、これこそほんとうの実験段階の規模のものがつくられようとしていますね。これはあくまで研究ですね。こういうものに一体いまの三億のうちからどの程度出せる余裕といえますか、ワクといましようか、そういうものがござい

ますか。

○赤澤政府委員 先ほど工業技術院から答弁いたしました三億、四十六年度の一億と申ししますのは、大型技術研究補助金でございまして、これは一つのプロジェクトとして工業技術院が中心になつて研究開発を進めておるものに充当される予算でございまして。ただいまお話しのようなこととございまして、これも工業技術院の担当になります。その技術が非常に重要であり、新規のものであるという限りにおきましては、あるいはもうすでに私どものほうの工業技術院が主管しております。鉱工業技術研究費補助金の対象になつておるか、あるいは、なっていないけれどもこれから先の研究費が対象になる、こういうことであらうと思ひます。

○加藤(清)委員 それじゃ、いまの工業技術院の三億の対象の内訳を示してください。

○長沢説明員 現在直接脱硫につきましては、四十二年から始めたわけですが、いままで

総額で約十一億くらい使つておるわけでありまして、四十五年度が約三億ということでございますが、三億の中身といたしましては、現在日本石油の根岸の研究所の中で五百バレル・パーデーのテストプラント、流動床法による新しく開発した技術でございまして、プラントをつくつて運転中でございまして。これの経費でございまして。

○加藤(清)委員 それだけでですか。日本石油のそれだけに三億を使うのですか。

○長沢説明員 さようでございます。

○加藤(清)委員 これはひとつ工業技術院さん、よく研究していただきたいと思うのです。あなた

のほうと、直接指導を受けてやつてるところへは、補助金が出るけれども、そうでないところへは、同じ仕事に研究費を使つても出ないとなると、これはおかしいのです。なぜかならば、きょうこのごろでは、国立大学への補助金とか費用のみならず、私立大学までも事研究となつて出るようになっておるのです。いま、おっしゃつた日本石油というのは、これは国立じゃありませんね。ですから、それだけ特別に恩典を与える、他のほうは同じことをやつておつても恩典が与えられないということになると、これは不公平じゃございせんか。そう思ひませんか。どうですか。

○長沢説明員 私どもがやっております直接脱硫三億と申し上げましたのは、大型工業技術院開発制度、大型プロジェクトという制度で開発しております。これは元来国が開発すべき技術であつて、要するに社会的な、経済的な要請が非常に強いような技術を選びまして国が開発するわけでございますが、先ほど日本石油と申しましたけれども、これは東京工業試験所と日本石油等で共同開発しておるわけでございます。かつ、大型プロジェクトというのは民間企業に委託するわけでございますが、研究成果は国に属するということになつております。

また、たまたま他のプロジェクトには補助等はないのかという御質問でございますけれども、重要技術研究開発費補助金等従来からも脱硫技

術におきまして数件の補助をいたしております。したがひまして、特に大型プロジェクトのものを取り上げておるということではございせん。

○加藤(清)委員 目的が同じであり、企業としての資格が同じであれば、格差はつけないほうがいいと思ひます。格差をつけると、なぜそこだけ特別にひきにされたんだらうかという疑問を生みますし、そこにまた研究所と企業との懸着を疑われる結果に相なつては、思わざるところでしよう。だから、そういうことのないように、目的が、あなたのおっしゃつた社会的目的であるとか、あるいは「生活環境の保全」、「危害の防止」と、本法の目的に合致する場合は、平等に扱われたほうがいいと思ひます。これについて赤澤局長の御答弁をいただきます。

○赤澤政府委員 先生のおっしゃる意味は、まことにそのとおりだと思います。ただ、工業技術院の答弁いたしましたことにつきまして、あるいは誤解があるといけませんので一言申し添えさせていただきますが、工業技術院の行なつております大型プロジェクトと申しますのは、本来、国がみずからの試験所で行なうべき性質のものをやっておるということでありまして、いまの各種の大型プロジェクトにおきまして、工業技術院の各種の試験所がみずからインシアチブをとつてこれを行なう、ただ自分が行なうだけというのではなく、技術力におきまして、技術者の数におきまして不足をいたしますもので、一部そういうものにつきまして、民間の協力も得ながらやるといふものでございまして。そういう意味から、従来から同じような技術につきまして関心が深く、研究を進めておる会社、こういうものの参加を求めおる、こういうことでございまして、その点ひとつ誤解のないように御了承いただきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 私は、決して誤解をいたしておりません。私は、質問に立つ以上は、あれこれ頭は悪いながら勉強してかかるつもりでございまして、決して誤解はいたしておりません。

急げ急げの理事さんの注文でございまして、本日はこの程度で結論にしたいと思ひます。いずれこれは、きょうは緒論でございまして、一般質問のやりとりもつと詳細突っ込んだ質問をいたしますが、それまでにきょう私がお願いしましたデータをひとつぜひ御提出願ひたいと存じます。

それから、きょうは自動車の燃料関係、排気ガスの浄化装置の関係、電気自動車の新規エンジン

の関係、引き続き直脱と間脱の関係について承つたわけでございますが、この際申し上げておきます。研究費の補助は、大いにやるべきであると存じます。同時にまた、サル抜きはもう国家の目的と同時に社会的目的でございまして、サルを抜くための補助金として、関税の戻し税、これが二つつくことになりましたね。これはそう言つてはなんですが、与党も野党も一緒になつて公害委員会を提案して答弁をいたしまして、それが今度実行に移つた問題でございまして。これはぜひひとつ、あの戻し税がほんとうにサル抜きに使われるように、サル抜きの効果があるように、機械の面からも促進方をお願いし、同時にその指導よろしきを得ていただきたいと思ひます。

ただ、ここで考えておかなければならぬことは、日本の公害については世界がながめております。世界の公害会議に私つきの間出てまいりました。企業が当然行なわなければならない公害除去設備、これが、諸外国と方法が変わりますと逆にペナルティを要求される結果を招来するわけでございます。これは一般質問のときにやります。したがつて、企業の設備に対しての補助金とかあるいは特別融資措置とかは検討の余地があります。が、事、研究開発に関する限りは、これはどんなことをやらせても世界じゅう大手を振つて歩きますし、世界じゅうがそのことを要求していることです。特にハイサルを義務づけられて買わなければならぬ日本としては当然のことでございます。するので、ひとつ重工業局におかれましては、サ

ル抜きの問題、自動車の排気ガス等々の問題については、一段の御努力を願いたい。この法律が通ったからといって、それで事が足りるものではない。指導力の発揮を要請しまして、本日のところはこれでおしまいにします。

○八田委員長 近江已記夫君。

○近江委員 各委員からいろいろな角度から質問が出たわけでございます。できるだけ重ならないように質問をしたいと思います。

まず、初めにお聞きしたいのは合理化カルテルの問題でございますが、物価政策におきましては、競争条件の整備というものは一つの大きな柱になっておるわけでございますが、本法案のカルテルの規定というものはこれに逆行しないかどうかというところでございます。これについて。

○赤澤政府委員 本法案に基づきますカルテルは、いわゆる合理化カルテルということでございまして、たとえば価格でありますとか生産数量といったような、物の直接的制限を行なうものではないでございます。したがって、考え方としては、ましては、企業の合理化を促進をいたしましてコストの引き下げを行なうことをねらっておるわけでございます。また法文上もそういった点を十分配慮するということでございまして、第七條「共同行為の内容」のところ記載してございしますように、「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと」ということで、こういったようなものに適合するものでなければ、私どもが考えております合理化カルテルにおきましてこれを指示をしない、こういうたてまえになっておる次第でございます。

○近江委員 いま御説明があったわけですが、この競争条件の整備の中身についてもう少しお聞きしたいと思うのですが、経企庁では、その一つとして各種カルテルの整理ということを出しておるわけでありまして、本法案におきましては、整理するところか、政府がカルテルを指示することにしておる、こういうことでございします。非常に不統一ではないか、このように思うのですが、

この点についてはどうですか。

○赤澤政府委員 カルテルにもいろいろな種類がありまして、いま企画庁等で、物価の観点から特に整理をしていきたい、こういうような考え方のもとに検討いたしておりますが、主として不況カルテルでございますとかそういうもので、一度実施をしたけれどもいつまでもそれが残っており、そういうことのために価格、数量等の制限が行なわれまして物価にも悪影響があるというようなものも積極的に処理をしていきたい、こういう方針のように聞いております。

この法案でねらっておりますこの指示カルテルでございますが、第三条に定められておりますような構造の高度化をまず計画として定め、そういったものにつぎまして、規格の制限、技術の制限というようなことを手始めに共同行為をしていくわけでありまして、このねらいはあくまで、共同行為をすることによりまして当該企業の体制を整備をされる、そして技術開発力をつけていくということでございます。私どももいたしまして、たゞいま申し上げましたように、一般消費者あるいは関連事業者の利益を不当に害さないことはもちろん、いまお話をありましたような物価の関係の観点からも、こういった点が悪影響のないというふうな十分慎重に運用をまいりたい、かように考えております。

○近江委員 この本法案による合理化カルテルをしなければ国民経済上どのような不利益をもたらすのか、短期的、長期的にどうであるかということ、具体的にわかりやすくひとつお聞きしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 具体的にというお話でございますが、なかなか御答弁がむずかしいわけでございますが、事実問題といたしまして、現在の機械法でやっておりますカルテル、一、二の例を申し上げると、よりよく御理解いただけるかと思ひます。

この規格の制限のカルテルで申しますと、こ

れは非常に中小企業性の強い、いわば中小企業者がたくさんおりますような業種分野が特に必要でございます。ここではいわゆる部品と申しますか、機械の一部を構成するようなモジュールと申しますか、そういうものをつくっておるわけでございします。購入者であるいわば中堅以上の大企業、こういったところの注文に応じまして、きわめて少量で多品種のものがつくられておる、こういった結果、なかなかコストの引き下げをはかり、生産の合理化をすることが困難であるというやうな事情にあるものがございします。こういった場合に、注文は注文といたしまして、まず規格というものを、そういったものをせひひとつお使いくださいということ、多数の規格のものをある程度しぼつてまいる。そういうことによって、いわば多品種、少量生産から、ある程度の適正規模の生産へ、こういう過程が行なわれるわけであります。そういったことが、従来とも運用してまいりました指示カルテルの内容でございまして、今後とも、そういったやうなたてまえでこれを実施していくことによりまして、当該中小企業群が全体として強化をされ、生産が合理化されますと、コストも下がる。そういうことが、機械業全体にとりまして国際競争力を強化していく非常に重要な基礎ができていくということになる、かようなことで、私ども、共同行為につぎましては、今後とも十分そういったたてまえで運用をまいりたいと考えております。

○近江委員 メリットばかりをずつとおっしゃつたわけですが、この合理化カルテルの実施が卸売物価にどういった影響を及ぼすか、これもひとつ短期的、長期的に御説明願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 ここにございしますカルテルの目的は、高度化計画に定める合理化の目標を達成する、そのために特に必要があるという観点でございまして、この高度化計画自身は、それじやどういふことであるのかということになってまいりますと、これは第三条にいろいろなことが記載をさ

れております。

この合理化計画の中で、私どもが特に目標として掲げたいと思つておりますのは、その機種の性能、品質、それから生産費その他合理化の目標と申しますか、そういったものを引き下げを一つの目標として掲げるということを考えております。こういったことから私どもは、先ほどの例で申し上げましたように、多品種少量生産から適正規模の生産へと行くことによってコストを引き下げるといふことになるわけでございします。それが直ちに卸売り物価というものにそのまま反映するかどうか、この点は必ずしも直接的ではないと思ひます。ただ、卸売り物価というものを考えます際に、その販売価格の基礎をなす生産費、コストというものがこの目標に向かって下がっていくというものであれば当然これは卸売り物価、要するに販売価格の面にも引き下げ要因として考え得るものである、こういったやうに考えますので、私どもは、概括的にはございしますけれども、やはりもとになる生産費を引き下げる、それによって卸売り物価にも好影響を与えるであらう、こういったやうに考えておるわけでございします。

○近江委員 私はなぜこれを聞くかといひますと、過去のそういったカルテルの状態を見ましても、やはり下がるべきものが下がらないというやうな、そういう傾向が非常に多いわけですよ。ですから私はその点から心配しているわけですよ。いい面も確かに認めるわけですよ。だけれども、かえつて逆にそれが価格の硬直化というやうなことで、下がるべきもの自体も下がらない、そういう心配は全然ありませんか。

○赤澤政府委員 この法案で考えております共同行為、カルテルの内容は、この法案にも書いてございしますように、規格の制限、技術の制限、あるいはまた要件は非常にきびしくしてございしますが、品種の制限、部品、または原材料の購入方法、生産施設の利用ということに限られております。お話をやうな、いわゆる生産数量の制限をする、

あるいは生産価格についての協定をする、こういったことはできないことになっております。そういったことから、あくまで企業、あるいは企業群と申しますか、その業種の全体の構造の高度化体制の整備ということがおねがいございまして、その共同行為によって、もしかりにもいま先生がお話のように、生産数量を制限をいたしまして、価格をつり上げるとか、あるいはまた価格そのものを何らかの協定をするということがあれば、これは明らかにこの法律を逸脱する行為であり、直接的に独禁法違反である、こういうことでございまして、私もそういったことになることは万々ないと思いますが、カルテルの指示その運用等につきましても、十分そういった点も厳重に配慮をして運用してまいりたいと思っております。

○近江委員 それで勧告規定の十三条についてお聞きしたいと思いますが、外資の特許独占に対して具体的にどういような勧告を出すのかということでありまして、この場合の勧告はどの程度の強制力を持つか。強い排他的独占権である特許権に対して強制力を持つことはできないのではないかと心配なんです。それが一つ。

もう一つは、外資の特許独占に対する特許法第九十三条の適用の基本方針。また、どのような事態になったときに九十三条を適用できるのか。その具体的事例というものを想定しておられるのかどうか。この二点についてお聞きしたいと思っております。

○赤澤政府委員 まず前段の御質問からお答えを申し上げます。

十三条の規定は、外資というふうなまともには規定をされておられません、あるいは外資の場合がこういふことに該当する例も出てくるかと思っております。

この十三条の勧告規定につきましては、いわば当該事業の關係業者が、「共同化」、あるいは「生産すべき品質の専門化」、「事業共同化等」、こういったおられますが、こういったことを実施している場合、いわば業界自身が一つの高度化計画に

沿った自助努力といえますか、みずからがそういう努力をしておるといったような事態の場合に、新規のニューカマーあるいはアウトサイダー、こういったものが大規模な事業を開始したり拡大したりする、こういった事態が起こったことを前提として予想いたしております。こういったような場合、せっかく高度化計画に従いまして業界が努力しておるといふことが根づかからず、これでは何のために努力したかわからないというふうなことになるので、通産大臣が必

要な勧告をするということにいたしておるのでございまして。

ただ、この勧告の効果ということになってまいりますと、けさほども他の委員の方の御質問にお答えをいたしましたように、むしろ勧告ではな

等をもつて入ってきた、特に独占的な特許権をもつて参入をしていくというふうな場合も考えられますが、こういった場合には、やはりまず第一義的には、外資法というところである程度これは防げますし、また特許自身の問題でございまして、御質問の第二点でございまして、これは特許法の九十三条をある程度活用するというところで防ぎ得るのではないかと、私も考えております。

条文になっておるわけでございます。したがって、公益上特に必要がある場合というのはい

第三点の、特許法九十三条の運用につきまして

の九十三条が適用できるかどうかということにつ

○佐々木(学)政府委員 御承知のように特許法は、発明の内容を開示することを、代償といたしまして、発明者に一定期間独占権を与えることをその目的とするものでございます。それによりまして、発明者には発明に投じた資本の回収の可能性を確保する、それによって発明者に研究のインセンティブを与える、と同時に、その内容を一般に開示することによりまして、第三者がそれをとにさらに発明研究を進めていく、そういう刺激的な要素をねらっておるわけでございます。したがって、こういう特許権に制限を加えることは、勢い慎重に運用しなければならぬと思うのでございまして、しかし、公共の利益あるいは産業政策など見地から、ある程度特許権に制限を加えることは、特許法自体で認めておるわけでございます。

たいへん抽象的でございますが、特許庁の現在の考え方というしましては、産業の国民生活に及ぼす影響の重大性から見まして、産業政策上の問題でありまして、結果的に国民生活に重大な影響を及ぼす場合には九十三条の適用ということも考えてもよろしいのではないかと、というふうに考えております。

たとえば特許法三十二条の不特許事由と申しまして、飲食物、あるいは医療とか、あるいは原子力の作用によって生産される物資であるとか、そういったようなものは特許をしない。あるいは八十三条と申しますか、特許権を実施しない場合

具体的といいますが、一般的な例といたしましては、当該特許発明が実施されない、そのために業界に多数の失業者が生ずるような場合、あるいは失業者が生じなくても、当該特許発明が実施されれば利用できたであろうところの巨大な設備投資がむだになるような場合、あるいは当該特許発明を産業的に実施できないために技術進歩がで

たがいます。もちろんこの場合におきましては、代替技術があるかないか、あるいははいわゆる

たがいます。もちろんこの場合におきましては、代替技術があるかないか、あるいははいわゆる

改良發明でいけなから改良發明と申しますのは、すでに開示されておりますところの他人の特許發明を利用いたしまして、それを一段と利用したような發明、それでやつていけないかどうか。あるいは実施請求者が実施した場合に、その実施態様がどうかあるか。あるいは、もし実施されない場合に一体当該産業の現在及び将来がどういうことになるであろうか。あるいは当該産業の国民経済上における地位はどうかあるか。そういうような総合的な観点からひとつ検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○近江委員 この点はひとつ、通産省と特許庁でもう少しよく煮詰めてもらいたいと思うのです。

それから、特許権やノーハウを利用して、外資が不正取引に該当するような技術提携契約を迫ることが考えられるわけですが、これは資本自由化産業の場合では外資法によるチェックできないわけですが、通産省や公正取引委員会の監視体制はどうなっているかという問題なんです。これについて局長からお伺いしたいと思います。長官でもけっこうです。

○佐々木(学)政府委員 国際契約につきましては、独占禁止法の第何条でございまして、はつきり条文を覚えておりませんけれども、規定がございまして、すべて公正取引委員会に事前に届け出がございまして、そして公正取引委員会が、いわゆる特許権の正当な権利行使の範囲外かどうか、つまり不正な取引制限であるとか、不当取引制限であるとか、不正な競争制限であるとか、そういう場合に該当するかどうかを事前にチェックする、こういうたてまえになっております。

○赤澤政府委員 特許関係につきましては、たゞいま特許庁長官のお話のとおりでございます。私どもは、一応個別審査になっておるものにつきましては、審査の段階で十分審査をいたしますが、個別審査のないものについては、いわゆる自

由化されている業種、これにつきましては、必ずしも法的に審査をするチャンスがございません。しかし、実際問題といたしまして、こういった事業につきましまして、工業界を通じて、あるいは他の競争業者を通じて、私どものところにいろいろな角度から情報もあつて、事業の内容等も事前にかつて中小企業性の高いような業種につきましては、特に中小企業性の高いような業種につきましては、私どももいろいろのものを制限に置いて、そういったものが、独禁法には触れないがただ全体の業界の体制整備には支障があるといったような場合には、できる限り事前に行政指導を行ないまして、そういった混乱がないように極力つとめてまいる所存でございます。

○近江委員 この電子工業、それから機械工業の労働力の確保の問題ですが、この法案によりまして、省力化機械の開発等を非常にうたてておるわけですが、その他の対策として一体どういうことを考えておるかということなんです。第二次産業から労働人口が第三次産業などに流出する傾向というものが非常に著しいわけですが、労働力の適正配置のために何らかの措置をとらなければならぬわけでございまして、これに対して政府としてはどのように考えておりますか。

○赤澤政府委員 機械工業、機械産業と申すのは、ある意味では労働力を比較的多数使つておる分野の産業でございまして、雇用者の伸び率にいたしまして、全製造業平均よりも高い伸び率でございまして、特に機械工業の中でも軽機械類あるいは民生機械類、こういったものには多数の若年労働者も使用されております。そういう意味で、機械工業そのものが、ある意味では、労働力を使う非常に重要な、また高い労働力の伸びを必要とする産業である、こういうふうにも申してもよろしいかと思ひます。そういった意味合いから申しますと、どうしても、今後の労働力不足、特に若年労働者の不足に対処いたしまして、機械業界自身が労働力をセーブするような各種の方策を講

じていく必要があると考えます。同時にまた反面、機械工業といたしましては、ここにもございまして、何れも自分自身の業界のみならず、全産業を通じて、省力化のために必要な機械あるいはシステムの供給をするという責任のある業界でもあるわけでありまして、こういった両面の性格を機械工業としては持つておるもので、私どもの考えといたしましては、この点につきましても、いろいろな角度から検討を加えていく必要があると思ひます。産経審の部会におきましても、この問題につきましてもいろいろな討議が行なわれまして、たとえばイギリスの雇用税でありますとか、あるいは法律でなんらか雇用について特定の業界に対する促進方を定めることはできないかとか、いろいろ問題がいわれております。こういったような対策は、もちろん労働省が中心になつて行なわれていくものと思ひますが、私どもとしても、十分今後の機械産業の実態に即応しながら検討を続けてまいりたいと思ひます。反面また、労働力をセーブするための機械の供給者としての機械工業というものは、機械工業としては非常に重要な問題でございまして、この法案におきましても、そういったことを十分念頭に置きまして業種の指定、高度化計画の策定に当たつてまいりまして、今後の施策を進めてまいりたいと思ひます。

○近江委員 この法律が臨時措置法であるといふながら、いままで十五年あるいは十四年、このように存続してきておるわけですが、この法案の有効期間が七年ということでは、この法案の有効期間の中で完全に目的を達成できるかどうかという問題であります。その点の確信のほどをひとつお聞きしたいと思います。

○赤澤政府委員 本法は七年間の時限立法でございまして、したがって、私ども、高度化計画の策定におきましても、一応七年ということをめどにいたしまして、いろいろな計画を立て、ガイドポストをつくり、そして業界の指導もし、また私ども自身がやるべき国としての役割りを果たしていききたい、こう考えております。ただ何ぶんにも

機械工業を取り巻く内外の情勢から申しますと、特に電子工業におきましては、先生も御存じのようによ、非常に技術革新のテンポの激しい分野でございまして、こういった情勢も織り込みながら、私といたしましては、この七年間の時限立法期間中に、この法案の目的といたして、おきましても、完全なできましように、あらゆる面を通じて必死の努力をいたしてまいりたい、こう考えておる次第でございまして。

○近江委員 この法案は非常に自主技術の開発の促進に力を入れていらっしゃる、このように私は見ておるわけですが、いままで確かに導入技術というものはあまりにも大き過ぎた。ちなみに見てまいりますと、一九六七年でわが国の技術導入額が八百五十九億三千万、また技術輸出額は九十三億六千万というように、ちよつと年度は古いですが、こういったような状態では、ちよつと導入技術をやつておる、こういったようになつております。あるいは、この技術開発に力を入れるといつても、いままでの状態を見ても、各国をずっと見ましても、国民総生産に対する研究費総額を見ましても日本の場合は一・五、フランスが二・三、西ドイツが一・八、イタリアが一・七、イギリスが二・三、アメリカが三・一、こういったようなことになつております。そういったようなことで、実際に、自主技術の開発なりあるいは研究の促進、このように力を入れるといつても、国際化社会の中ではたしてどれだけのそれが充実した対策がとつていけるか。その点が非常に疑問であり、心配の点であります。

そこで、これからの機械工業あるいは電子工業の振興発展を考えていきますと、この技術開発の資金助成対策を大幅に強化する必要があるのではないか、このように私は思つております。これに対して政府としてはどう考えておるか。特に、大企業系列下の中堅中小企業とともに、独立の専門的小企業向けの助成についても格段の配慮をしなければならぬじゃないか、このように思つておるわけですが、これに対する対策はどうなつておりますか。

○赤澤政府委員 たいだいま御指摘の点は、今後の機械工業政策にとってきわめて重要なポイントであると思ひます。私どもで調べてみました限りにおきまして、この甲種の技術援助契約、これの認可件数が全生産でもって約七千件ございまして、これは昭和二十四年から四十四年までの合計でございますが、そのうちで機械関係は約三千八百五十三件というところで、一番大きな分野を占めております。非常に機械関係、電子関係はすそ野の広い分野を持っておりますので、機種あるいは技術等も多種多様でございます。こういった面からも技術導入が非常に多いことはいえと思ひます。

しかし、最近の傾向を見てまいりますと、この日本の機械工業、電子工業も相当成長してまいりまして、どちらかというところ、自分が発明くふうをし、また改良を加えた技術であるものをクロスライセンスとして向こうから入れるというような形のもの。それから、自分で技術開発をしたけれども、すでに先願の特許が外国にありまして、そういったものと抵触するおそれがありますので、営業上の理由から導入するといったようなものも相当度ふえてきております。こういったことから、私ども、技術開発が漸次緒につくと申しますか、自主技術の開発が実を結んできつたところというふうに了解をいたしております。

ただいまお話しした独立専門企業に対する技術開発の助成の問題であります。これはもうかねがね私ども、特に中堅企業あるいは中小企業の一部におきまして、何とか独立専門企業としてこれが育成をしていかなければならない、いつまでも親企業にぶら下がった系列下請としてだけ育っていくというのでは心もとないということから、特に自動車部品業界等におきましてはその傾向が顕著でございますし、私どももそういう方向で指導しておりますが、独立の専門企業として育っていった、そしてトヨタにも日産にもいろいろな会社、社にその製品を納めるというような企業が漸次広まってきつたあります。こういったような独立専

門企業というものが育ちますにつぎましては、何と申しまして技術が中心でございます。その会社の技術によって発明、製造された新しい製品というものを持つことが、独立専門企業への何と申しまして最大の早道と申しますか、要諦でございます。

こういったことから、私ども従来から、工業技術院にございまして鉦工業技術研究の補助金でございますとか、あるいはこれは一般会計予算には載っておりませんが、機械振興協会の技術研究所、こういったところを通じて、特に中堅層の独立専門企業への技術育成ということに努力をしてまいっております。今後この法案が施行されるにあたりまして、いまお示しの点が、やはり何と申しまして今後重点課題と考えておりますので、いまのような各種の方途を駆使いたしまして、今後とも鋭意努力を続けてまいる所存でございます。

○近江委員 この機械工業の将来、あるいはまた現時点の把握、そしてそれにいかに対処していくか。いろいろお考えになっていらつしやうと思ひますが、私は昨年海外に行きましたときに、ちょうどニューヨークでトフラー教授、これは未来学者ですが、この人に会ったときに、こういう話をしておりました。それは、これからの社会というのは非常に加速度的に変化してくる、その変化のペースというところが非常に大きな問題なんだ。その要因として一つは加速度的を言っておりまして、もう一つは多種多様化ということを言っておりまして、もう一つは、そういうことをベースにして起きてくる新奇性の処理ということをお話いたしました。私は確かに、非常によく的確に見ているなと感じたわけですが、この電子工業なり機械の将来についてどういう見方をしておるか、またそれに対してどういうビジョンを持っておるか、ということなんです。この辺がばやけておると、やるべきことがピンと合はぬことになってくる。その点どのようにお考えでございますか。これは時間をかければ、これだけで非常に長い時間

になると思ひけれども、要点的にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 機械工業あるいは電子工業の未来図というところでございまして、私は、昨年七月まで約八カ月余り審議が続行されました産業構造審議会の重工業部会、さらにその中に技術専門委員会というのがございまして、いまお話ししたような未来学者とまでは申しませんが、シンクタンクの系統の方々、そういったような技術専門の方々の専門委員会も実は数回にわたって行なわれておりまして、それに参加された方々からのレポートも出ております。こういったものをずつと拝聴もし拝見もしてまいりましたが、いろんなことを実は考えさせられておるのでございます。

何と申しまして機械工業、電子工業を通じまして、これから先の日本の産業構造というものが、この電子、機械の面に大きく傾斜をしていかざるを得ない。言ってみれば、一つには、資源を加工するというような形の産業から、技術を中心にした産業、あるいは頭脳集約的な産業という面に飛躍をしていかなければいけない、こういう意識が非常に皆さんの頭にあり、かつ、そういった産業構造なり社会の構造に持っていくためには、機械工業、電子工業というものが一体となって当たっていかねばいけない、こういうのが一つ大きな流れであるように思ひます。

かたがた、ただいま先生も多様化ということをお申されましたが、確かに機械、電子に対する社会的、経済的なニーズは非常に速度で多様化をしてきております。たとえば従来思ひもよらなかつたような、教育の面にもテレビが使われ、あるいはティーチングマシンが使われ、あるいはコンピュータが使われる、こういうふうになってまいりますと、勢いいろんな角度から多様の、複合的なニーズが出てまいります。こういったものに対応して機械工業、電子工業が育っていかねば役に立ちません。

こういった意味から、私どもこの法案の提案理由にも御説明申し上げましたように、俗なことばでいえば機械一体ということでございますが、実際は機械一体化をはかるためのシステムエンジニアリング、こういったものの今後の振興育成、さらにコンピュータを駆使いたしますためのソフトウェアの振興、またそのための人材の養成、こういったことが、法案にはその具体的な面が盛り込まれておりましたが、私どもとしては、この法案を円滑に実施し、その目的を達成するために非常に大きな分野であると思っております。

こういったような、これから先、ある意味では非常に明るいと思ひますが、またある意味では、その目的に行きますまでのなかなか苦難に満ちた前途であると思ひますが、そういったような社会、経済の変化に即応した機械工業、その機械工業を達成するための一つの手段としてのこの法案の実施ということに心を描いておるわけでございます。

○近江委員 それで、この機械工業あるいは電子工業における六〇年代あるいは七〇年代の差異、特にきわ立たせる要因として、どういふものを考えておりますか。抽象的ですが、私どもも……

○赤澤政府委員 これはいま申し上げましたような点、つまり機械、電子工業に対するニーズの複雑多様化といったもののほかに、なお考えられますことは、やはり人間生活というものをよりよくしていくために、またこれは実際の要請でもありますが、人力というものを単純労働から解放していくという形のもの、これを含めて省力化と申していいと思ひます。たとえば無人倉庫というものが現にも具体的にシステム化されつつございまして、将来やはり理想としては無人工場ではあるまいかということが、先ほど申し上げました産業構造審議会の重工業部会の技術専門委員会等でも強く議論されております。こういったような、人間をある意味で単純労働から解放するためには必要な機械システムというものがやはり一つの方向であると思ひますし、それからもう一つは、情報化という問題に対処する機械、電子工業

の動きであろうと思います。こういったような、いわばニーズの複雑多様化、また人間生活を単純労働から解放していきするための情報化あるいは省力化、こういったことが機械としての今後の目標でもあります。また機械産業をそういう方向に持っていく社会、経済からくる強いインパクトである、こういったふうを考えております。

○近江委員 職場としては生きがいのある職場ということが、非常に大きな問題ではないか。それがイコール省力化で結びつくかどうかということなんです。その辺はどのようにお考えなんですか。

○赤澤政府委員 生きがいのある職場、あるいは生きがいのある生活ということがいわれておりますが、一つの意味では、機械の安全の問題があるうと思います。従来ともすれば、機械工場におきましていろいろな事故がございまして、ベルトコンベアに巻き込まれるとか、あるいは鍛造機械にはさまれるとか、いろいろな事故がございまして、そういったような事故の絶滅といえますか、そういった観点から安全問題、つまり安全機械、機械というものはすべて安全でなければいけない、こういう方向が機械として今後考えなければならぬ一つの重大な要素であると思います。

それから御質問のいまの省力化の問題でございますが、これはただ、人手が足りなくなるであらうから省力化をするという消極的な意味だけではなくて、むしろ私どもとしては、単純な労働、いわゆる人間の創意工夫、知的活動を伴わないような労働からできるだけ人間を解放する、そういった意味での省力化、ロボットを使うというふうなことも実はそういった意味があるかと思っておりますが、そういったような、むしろ積極的な意味を持つた省力機械の開発ということ、いま御指摘のような、いわゆる生きがいのある職場、生きがいのある工場というものにつなげてくる重要な要素ではないかと考えております。

○近江委員 今後の方向としてシステムエンジニアリングということが大きな方向になってくると

思っておりますけれども、日本人の考え方としては、一人一人は非常に優秀だと思っております。だけれども、外国と比べますと、システムという点等については、特にアメリカなどはその辺が非常にスムーズというか、うまくやっております。その辺の一人一人の人間、またチームとしてのそういった評価、いろいろなことがあるわけですが、その辺も、私はこの法案に基づいてやっていく上において一つの問題点になるんじゃないか。その点、これは教育の問題にも結びついてくるわけでありまして、子ども、今後、それが教育の面、あるいは実際のそういう仕事の面等に、どういうようにアプローチしていくかということなんです。それについてはどういうふうにお考えでございますか。

○赤澤政府委員 システムエンジニアリングの問題は、実は非常にむずかしい問題でございまして、今後いろいろなシステムを組み立てていくという場合には、一つだけの学問あるいは技術、これではなかなかシステムが組み上げられません。したがって、これはどうもいろいろな語種がある、リナリー・テクニクあるいはテクノロジー、こういったようないわゆる科学技術と申しますか、学問と申しますか、そういった分野がやはり今後のもっともっと発達をしていかなければいけないのだらうと思っております。この面につきましては、アメリカ等はやはり日本に比しますと一段と進んでおるようでありまして、日本としてもこれからそういったような面での科学技術を振興する、そのために必要な学問、教育の学科を設けて学生を養成をしていく、こういったことがやはり非常に大事であるかと思っております。

また、こういったようなこととあわせて、各社各様の技術者、科学者、専門家が一つのチームをつくってこれに当たっていくということになってまいるわけでありまして、そういった場合におきましては、やはり今後非常に高級なことをしていくといたしますと、どうしてもコンピュータ

ターを使って作業を進めるということになってまいりますので、コンピュータを十全に駆使し得るようなそういったソフトウェア、こういったものがやはり開発されてまいりませんと、具体的には、システムデザインでありますとか、あるいはシステムテクノロジーになかなか乗っかってこない、こういったような面もあるかと思っております。今後ますますコンピュータの発達、それに伴うソフトウェアの振興、こういったこととあわせてまいりたいと思っております。現に昨年の法案、ソフトウェアの振興のための法案の際にも申し上げましたように、私どもとしては文部省とも非常によく連絡をとりまして、文部当局の御協力も得て、各専門学校、大学、高校等に、コンピュータ関係、ソフトウェアの関係の学科もふやしていただいております。そういったようなことも踏まえながら、今後、いま申し上げましたような、システムエンジニアリング・パワーの養成ということに努力をしてまいることが非常に重要なこととを痛感いたしました。

○近江委員 それでは、もう時間もありませんので、あと一つだけ終わりたいと思います。電子工業あるいは機械工業のこれからの生産あるいは輸出の見通しについてですが、ずっと先のことは聞いてもなんですので、昭和五十年あるいは六十年くらいにはどうなるか。それくらいまでの見通し、その点を簡潔に御答弁いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○赤澤政府委員 いま御質問の点は、昨年、経済企画庁でつくり上げました経済社会発展計画を策定いたしましたに際しまして、その作業の一環として、見通しをつけたものでございます。生産の面でございますが、昭和四十三年度をベースにいたしまして五十年までを見通してまいりますと、国民総生産の伸びを上回る年平均約一五・五％程度の成長をいたし、五十年度には四十三兆円、四十三年度の大体二・七倍くらいの規模になるのではないかと考えられます。また輸出の面でございますが、これも一般の全輸出の伸びよりも高い年平均一八・六％の伸びを続けることになり、新経済社会発展計画の全輸出額三百七十四億ドルの過半に達する、こういったふうな想定をいたしております。

この想定につきましては、もちろん手法等におきましていろいろ問題もございまして、必ずしも問題なしとはいいたしませんが、私どもとしては、まずいまの見通し、また半面、この程度の生産、輸出を持った日本が機械産業国になりたい、こういったふうな考えておる次第でございます。

○近江委員 もうこれで終わりますが、いままで日本経済の歩みを見ますと、あれだけ大きなひずみが生じておるわけですが。公害にしろ、交通事故にしろ、これらの問題が起きておる。したがって、非常に希望のないう見通しのお話があったわけでございますが、いままでと同じようなひずみを残した上での見通しであれば何にもならないわけですね。ですから、本法案においても、公害あるいは危険防除、そういったことについても大きく今後力を入れていくことももうたわておりますし、そういうひずみをなくした上での見通しをやつてもらいたい。この点を特に政府としては意を用いて今後の行政をやつていただきたい、このことを特に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○八田委員長 米原君。○米原委員 この法案の提案理由説明によりまして、公害問題、安全問題などの新たな社会的要請にこたえるためというのが一つの大きな理由となつております。先ほど加藤委員からも御指摘がありました。公害問題、安全問題などのそういう要請にこたえるというところは、何人もこれは反対できないことだと思っております。しかし、実際に公害の問題一つを解決するにしましても、相当の計画とそれを実施する強力な施策が実行されなければ、公害法が幾ら新しいのができましても、そ

ただけでは解決しないわけであり。真に時代の要請にこたえる公害や安全問題に対する技術の開発、向上は、単に特定の業界に融資したり税金を安くするだけでは解決しない問題だと思ふのであります。いまも近江委員から質問がありました。どうして、こういう技術的な問題を解決するために、基礎的な研究や、あるいはその分野独自の突っ込んだ研究が根底になければならぬ。その点が非常に弱いのだと私は思ふのです。そういうものができていなくて、提案理由にあるような、新しい時代の要請にこたえる、もつともな理由なんです、それだけを理由にあげて、そしてやはり根底的なことが忘れられている場合には、このやり方というものが、ある業界のある種別の人たちだけに特別の優遇を与えてしまうということになるのじゃないか。あるいは大企業と系列化しているそういう業種だけに特別な指示を与える、こういうことになるのではないか。こういう点が一番問題だと思ふのです。そういう点についてひとつ聞きたいと思ふます。

○赤澤政府委員 いま御指摘の基礎研究と申しますか、そういう点はもちろん非常に重要な課題でございます。政府全体の立場から申せば、そういうふうな、きわめて基礎的であり、かつ汎用的と申しますか、そういうことはあまりいかどろかわかりませんが、そういうふうな科学技術の分野につきましては、科学技術庁が中心となりまして、各省庁の試験研究機関を総動員をし、その間の調整をはかりながらこれを進めていくという体制をとっておくことは、御承知のとおりでございます。また同時に、私も通産省といたしましては、工業技術院傘下の試験研究機関が、いまのような観点から、科学技術庁の調整を受けつつ基礎的な技術研究を行なっておりますと同時に、やはり国自身が、民間でやるにはいかにもリスクが大きくて、そしてなかなか手が出ない、また、一企業、一業種だけでもできない、こういうふうなプロジェクトを拾い上げまして、これはいわゆる大型技術研究開発費ということで

ここ数年來特定のプロジェクトを拾い上げて、国みずからその全額負担の予算において実施をしてきております。こういったことも実際問題として、いまお話しのように、ある特定のものに片寄らないで、いろいろな業種あるいは企業の参加を得ながら国がイニシアチブをとって組織化をし、研究を進めていくというような体制であろうと思ふます。こういったような各種の手段等も駆使しながら、いまお話しにございましたような、いわゆる公害防止あるいは人間の健康の安全、環境の保全、こういったようなことを大きくねらいといたしまして、その方向に今後の特定機械工業というものを育成していくというのを考えております。その中で、いまお示しの、基礎的な技術の育成という点にあたりましては、今後とも私どもの持つております各種の手段を動員をいたしましてつとめてまいる所存でございます。

○米原委員 その点についてもうちょっと突っ込んで聞きたいのですが、もうお読みになつておられると思いますが、朝日新聞のことし一月二十八日号です。この中に自主技術開発の問題が大きく取り上げられて、「冷たい政府の姿勢」という題で問題点が出ておるわけです。どんなことが書いてあるかといふと、「首相みずから議長となつて「科学技術の振興に資する」と定められた科学技術会議が、十年後を目ざして「科学技術振興の総合的基本方策」という希望に満ちた答申を出してから、ちょうど十年たつ。この間、民間もひつくるめた年間研究投資の総額は、どうにか一兆円台にこぎつけた。とはいへ、実績の上では、わが国が外国に支払っている技術導入代金は、外国から受け取る技術輸出代金の八倍にものぼるさびしい現状だ。」という書き出しの中で、特にこの点を強調しているわけです。

野として、いまおっしゃいました、まず第一に基礎科学の研究、第二に公害及び災害防止技術を示してあります。その目標期限がこの三月で切れるわけでありまして、昨年度の自然科学部門の研究投資総額は、国民総生産の一・五％にとどまっております。これを国民所得に対する割合に換算すると、幾ぶん数字は大きくなるが、目標には遠く及ばない。とりわけ少ないのが政府の負担分です。研究投資総額のおよそ二八％と総理府統計局で指摘している。政府の目標の第一にあげられている基礎研究には、研究投資全体のわずか九％が充てられただけである。第二の目標の公害、災害防止の研究に至っては、無視されたに近しい形に終わつた、こういう形で論ぜられておるんです。

私は、この数字が当たっているかどうか、科学技術庁のほうでこれに関連する数字をもらつたんですが、日本全体の民間、政府あわせての研究開発の投資総額は、四十四年度で九千三百三十二億円、約一兆円です。去年はおそらく一兆円突破しているという記事がほんとうだと思ふのですが、研究費のGNP対比は一・四九％と出ております。政府の研究投資は全体の何％かといふと、これは政府だけでなくて地方公共団体も含めてですが、それが二八・二％で、この新聞の記事に出てくる数字は当たっているわけです。その中で政府の研究投資のうちの基礎研究の比率は三四・二％、全体の投資額からいってわずか九％にしかならない。この朝日新聞でいっているのは、おそらく科学技術庁のこの数字をもとにした記事だと思ふのですが、そうだとすると、もうほとんどやるべきことがやられてない。しかも御存じのように、科学技術会議の答申については、「答申又は意見の申し出があつたときは、これを尊重しなればならない。」と科学技術会議の設置法の第三条にはつきりきめてあるわけです。ところが、いま言いました、十年後には二％まで上げるという目標すら全然できてないわけですね。こういう基本的な点について、まず見聞きたいのです。これで一体いいのかわかるかどうかです。

○赤澤政府委員 非常に基本的な大きな問題でございますので、総理大臣が科学技術庁長官がお答えしなければ十分でないと思ふます。私は、機械あるいは電子、そういふ面を担当いたしております者としての感想をもつてお答えいたします。確かに、おっしゃるような財政配分の問題は、私どもから見ても問題があると思ふます。もう少し科学技術、特に私どものほうはどちらかというと、基礎面もございまして、応用技術の面が多いわけでありまして、私の直接担当いたしておりますような業種につきましては、いろいろな応用技術、それを含む研究投資が非常に多いわけでありまして、そういった面に対する財政配分につきましては、私どもいろいろな面で見てもございまして、またもう少し全体の配分の中でこういった面を重視してほしいという要望を私ども自身が持つております。こういった面につきましては、私どもの立場から大いに進めていきたい、こう考えておるところでございます。

○米原委員 その点については、この法案がつくられた基礎となつた産業構造審議会の答申にも、自主技術の開発の問題がかなりのページをとつて強調されております。その点が、もちろんこの法案に書いてあるわけではありませんが、背景として抜けている問題になってくるのじゃないか。せっかくのこういう法案が、一部の業界を特別に優遇する、それだけの意味しかなくなつてしまふ片寄つたものになる、こういう点が第一の問題として考える点なんです。

その次に、もつと法案そのものについて聞きたいのですが、現在の機械法は、三十六年には貿易の自由化に対処する、四十一年には輸出を振興する、四十三年には資本自由化に対処することを理由にして延長し、また再延長されたわけでありまして。電振法のほうも、三十九年に産業用電子機器の振興ということで延長されたわけでありまして。今度出されたのもいわゆる臨時措置法となつております。この法律の所期の目的を、いままでのように何回も何回も延長する形をとらうとしてお

られるのか。それとも、はっきり限時法でありま
す七年間でこの法律の目的を果たせると考えてお
られるかどうか。そして七年後には一体どの程度
の水準にまで持っていく計画を持っておられるの
かどうか。この点をはっきりさせる必要があると
思うのです。つまり七年後の機械工業、電子工業
の到達点を、大体のビジョンというものをいま明
らかにされる必要があると思う。そういうふうな
考えるのでありますが、その点について御見解を
聞きたいと思います。

○赤澤政府委員 確かに御指摘のように、機械法
は二回延長いたし、電振法は一回の延長をいたし
ました。振り返ってみますと、この十五年間、機
械、電子両工業を取り巻く内外の環境は非常な勢
いで変わってきてまいりまして、そして今日に
至っておるわけでありまして。先ほど来私が申し上
げておりますように、この七〇年代というものは、
六〇年代と比較をいたしますと、やはり幾つかの
きわ立った変化というものをどうしても私も認め
ざるを得ない、こういう感じがいたしております。
そこで、こういったような変化に対応いたし
まして機械工業、電子工業をいかにするかという
ことでございますが、従来のような電振法、機械
法、それをそのまま延長していく、さらに五年な
り七年なり延長するというのでは、とうていこ
の七〇年代の変化の要請にはこたえ切れないとい
うのが、私どもの当初からの考えでございます。

したがって、それならば、施策の内容等につ
いては、形式的な手段は同じであるといいたしまし
ても、そのつかまえる方、実施、運用のしかた、また
業界に示す一つの方針、ガイドポスト、こういった
ものには質的に大きく変化があつてしかるべき
だ、こういうような考え方を持っております。

こういった観点から種々議論をいたしておりま
すが、今回の場合には、いわゆる十数年続いてま
いりました一般的な機械工業、一般的な電子工業
ということではなくて、この第一条の目的にもご
ざいますような「国民生活」といったような観点
も十分踏まえた新しい観点での特定の機械工業、特

定の電子工業というものについて特に必要がある
ものをやっていたら、こういうかまえる方でありま
す。そういったような点からいたしまして、まず
七年間というところで期限を切りまして、私どもも
その七年間で目的を果たせるように努力をいたし
ますし、業界に対しても、これを安易に延長する
という心がまえではないといけないということで指導を
してまいりたい、こう考えておるわけでございま
す。いまその到達すべき目標の内容等についてお尋
ねがございましたが、これは第三条に規定されて
おりますいわゆる高度化計画というものに基つき
まして、それぞれの業種、機種につきまして、詳
細に今後規定をしております。こう考えており
ます。したがって、抽象的には、先ほど来各
委員の御質問にお答えいたしましたような心がま
えでございますが、具体的なビジョン、ガイドポ
スト等につきましては、高度化計画を定めるにあ
たりまして、いまお話のございましたような点を
十分配慮しながら具体的に定めていく、こういう
ことにはいたしたいと考えております。

○米原委員 ここに書かれておるのはわかるので
すが、一体どのようなところまで持っていくのか
というビジョンがどうもはっきりしないような印
象を受けるわけです。第三条に掲げている事業の
内容をもっと具体的に明らかにしてもらいたいの
です。

この法律自身が、産業構造審議会の答申も得
て、そして現行法が本年三月に切れるということ
もずっと前から明らかになっておるわけでありま
す。それを新しくするわけですから、当然十分に
準備が整つてやっておられることだと私は考える
のです。とにかくこういう形で法律を延長し
ておいて、それから政令を考えればいいのだとい
うのでは、問題が残る可能性があるし、あまりに
も安易な考え方ではないか、こう思うのです。

「生産技術の向上」とか「生産の合理化」とか「試
験研究の促進」とか書いてありますが、これだ
けではまことに抽象的であります。どういった業種
を指定されるのか、その場合の指定する政策的な

根拠はどういう点を考えられるか、はっきりさせ
ていただきたいです。

○赤澤政府委員 業種の指定のしかたでございま
すが、御承知のように、これは現在の電振法、機
振法できわめて多数の機種、業種を指定いたして
おります。これらにつきましては、非常に多数で
ございまして、それぞれまた関係の工業界、団体
等も多数存在をいたします。これら全部にわた
りまして、詳細な見直し、検討を行なうには、やは
り相当の期間を必要といたしますので、もちろ
ん現在におきまして、そういった見直し、検討
の準備は着々と進めております。ただ今日の段階
で、これらを全部ひくるめまして、でき上がる
というような形でお示しすることには、まだ若干
の時期が早いと申します。そこまでは至っており
ません。今度、こういったような新法に基つきま
して見直しをするということになりますと、これ
こそやはり、第一条の「目的」、さらに第三条
の一項に規定をしておりますような基本的な考え
方のもとに見直しをしていきたい、こう考えてお
る次第でございます。

きわめて卑近な一例でございますが、たとえば
自動車部分工業等は現に指定をされております
が、政令で指定をされ、通産省告示をもってさら
に詳細な内容が明らかにされております。こう
いったような多数の自動車部品の中でも、すでに
ある程度の目的を達し、かついわゆる自動車の安
全——自動車の安全と申しますよりも、乗ってお
る人間の安全でございますが、安全あるいは公
害、こういったものと直接的に關係のない機種は
削除していきたく思っております。反面また、
エアバッグでありますとか、あるいは衝突時の衝
撃の緩衝装置、あるいはもう一つ、これは新しい
技術でございますけれども、電子制御の燃料の噴
射装置、これは電子制御でもって自動的に燃料の噴
射をコントロールしていく、これでもってスピー
ドを出し過ぎないようにするといったような、こ
れも安全の面からする装置でございますが、そう
いったような新しい観点からする安全あるいは公

害防止といったような機器はつけ加えていき
たい、こう考えております。

これは一例でございますが、他のいろいろな機
種、業種につきましても、同じような観点から、
広く国民生活あるいは社会の改善、こういったこ
とに役立つような方向で、現在ある程度のものは
もうすでに成果をあげておりますし、これは削
減をし、新しく出てきますそういったものは新
たに追加指定をしていく、こういう考え方で、い
ませっかく各分野にわたりますして作業を続行中
でございます。法案が成立いたしました際におき
ましては、こういった全体のビジョンを持ちまし
て、審議会等にはかつていくという手続をとら
いと考えておるわけでございます。

○米原委員 若干の例をあげられましたので、考
え方はやわかりましたが、まだ政令の考え方が
すっきり煮詰まっているわけでなくて、これから
やるのだという点は、どうもふに落ちないわけ
です。法律をまず通してから、それから何か考
える。実際、新しい法律じゃなくて、いままで何回
も延長して経験済みのもの、それを考えるわけ
ですけれども、どうもその点は非常に準備が不足
じゃないかという印象を受けます。

それから第五条ですが、「政府は、高度化計画
に定める所要の資金について、その確保又は融通
のあつせんに努めるものとする」となっている。
現行法では、設備資金だけが開銀から融資される
ということになっているようですが、資金の範囲
がどの範囲までになっているのかという点です
ね。ワケが広がるのだと思いますが、どういふ
うになるか、その点明らかにしていただきたい
と思ひます。

○赤澤政府委員 御指摘のように、本条におきま
しては、現在あります機械法、電振法の規定と変
わっております。つまり、設備資金だけではなく
て、いわば運転資金と申しますか、そういったよ
うな資金まで含めてひとつ考えていきたい。また
これは、直接私も自身が重工業局として持つて
おる予算ということではございませぬけれども、

いわゆる技術研究開発の面の予算まで含めた広い意味の財政資金というものを念頭に置いて、今回の規定を書いたわけでございます。

現在でございますこういった制度について申し上げますと、開発銀行の設備資金特別融資ワ、これは前からあるものでございまして、引き続きまして、昭和四十六年度には百十億円ということになっております。それから、中小企業金融公庫のこれも設備資金でございますが、特別融資ワ五十億円、なお、このほか新しい制度といたしまして、機械産業高度化促進金融措置、これを新しく今年度から設けることにいたしました。これは日本興業銀行、長期信用銀行及び日本不動産銀行の三行の金融債を資金運用部資金で引き受けまして、その見返りとして、三行から三年程度の運転資金を七・八%の金利で企業に貸し付けようというのでございまして、これは特にこれから大いに開発をし、また高度化していかねばなりませんシステム化機械に必要な運転資金、さらに、グループをつくりましたりいたします際に必要な共同事業会社の設立、これも機械工業にとつては、従来から先例もございまして、これからのこの点は進めてまいらなければなりません、この共同事業会社の運転資金、こういったものも充ててまいりたいと思っております。なお、重要機械研究開発補助金につきましては、全体で十八億でございますが、この機械工業あるいは電子工業の面には、先ほど来申し上げましたように、安全、公害等々の観点から十分配慮して運用してまいりたいことにしたいと考えております。

○米原委員 それでは、その次の第六条の「共同行為の実施に関する指示」、つまりカルテルを組む要件が書かれております。第一項に「特に必要があると認めるとき」、こういうふうに書いてありますが、「特に必要があると認めるとき」の判断の基準はどこに置かれるかというのを聞きたい。

○赤澤政府委員 これは法律用語でございまして、やや抽象的な御説明になろうかと思ひますが、この六条に書いてございまして、「当該事

業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成する」と、この合理化目標の達成のための手段としては、幾つかの手段があるわけでございまして。そういう中では、やはりここにございまして用語で申しますれば、「規格の制限又は技術の制限に係る共同行為の実施」ということが特にこの目的達成に對して必要である、こういう判断をするというのでございまして。したがって、他にこの合理化目標の達成のために他の手段をもって達成し得るというものであれば、必ずしもカルテルの指示をしなくてもよろしい。しかも、その目標達成のためにどうしてもこういった規格に関する協定をしないといけません、実際問題として達成ができないだろう、こういう判断をするかどうか、その点の判断をするという意味から、ほかのいろいろな手段に比べてみてこれをやらなければならぬまいらぬという意味で特に必要がある、こういう規定を設けた次第でございまして。

○米原委員 その次の第二項ですが、ここにも「著しい支障を生ずるおそれがあるもの」と及び「やむを得ない必要があると認めるとき」ということが書いてある、内容が非常にあいまいなような印象を受けます。この点について、ちよつと説明願ひたいと思ひます。

○赤澤政府委員 この二項の「合理化の目標を達成するためやむを得ない必要がある」という書き方でございまして、これは業界がいわば自主的に独禁法による合理化カルテルといったことだけではとうていうまくまいらない、たとえば業界の中で相当部分のものが参加することとなかなか実際問題としてできない、こういったようないろいろな角度からの必要があると思ひますが、カルテル自身に限って申しますと、いま申し上げましたように、業界の相当部分が、あるいは全部が一まじめになつて自主的にやるということがなかなかできない、どうしてもこの際、こういったような形のいわゆる指示カルテルということによらなければ目標達成ができないというような事情を申し上げておるのであります、そのことを一応ここでは

「やむを得ない必要がある」と——これだけの理由ではございせんが、いま申し上げたことも一つの重要な要件になるかと思ひます。

○米原委員 そうしますと、第三項のほうを聞きたいかなるのですか、その指示を拒否した場合にどうするかという事です。そのために指示の効果があらなかつたときの対策はどういうふうになるか、この点聞きたいと思ひます。

○赤澤政府委員 これはいわゆる命令と違ひまして指示でございまして。この法文の書き方から申しますと、命令、指示、勧告といったような各種の用語あるいは制度があるわけでございまして、この法の指示といつたような場合におきまして、この法案の全体に流れておる考え方からいまして、指示を受けたけれども、当該業種が、合理化カルテルと受けたけれども、この法律に基づいてカルテルを結ばないという事、これはあり得ると思ひます。

その場合の強制力というのは法律上確保されておられません。ただ、実際問題といたしまして、私ども、こういったような指示カルテルをつくるその前提としての高度化計画をつくるというところにありまると、一面におきましては、政府の立場——政府の立場と申しますのは国民の立場と申し上げたほうがよろしいかと思ひますが、そういった国民的なマクロの立場に立ちました判断を下しますとともに、あまり自由にいたうなことをいたしましては、実行が不可能でございまして、こういった点は、十分業界の実情等も把握をいたしまして、そういった両面から、地につけておつて、かつ高い目標を掲げるといふのが、やはりこの高度化計画の一番うまいやり方だと思ひます。

そういった高度化計画等を進める段階以降におきまして、十分業界に對する行政指導も行ないつつ、この指示をするというのでございまして、実際問題としては、カルテルの指示をいたしまして、業界側がこれについて全く反応を示さない、拒否するといふような事例は従来もございまして、これからは出てまいらないと思ひます。た

だ法律のたてまえから申しますと、これはあくまでも指示カルテルということにございまして、これを受けない場合に、何らか他の強制力をもって業界をして実施させるということは困難でございまして。

ついでにもう一つつけ加えて申し上げておきますと、第十条にございましては、指示カルテルをやる、しかもそれを受けた場合に、指示カルテルを実施しておつた場合でもうまいかないといふ場合に初めて命令できる、こういう規定がございまして、それ以外の面につきましては、御指摘のように、特段の強制力を持った指示権を發動するということではございせん。

○米原委員 それでは、先ほど近江君が聞きまして第十三条の場合ですが、勧告はむしろ指示よりもっと弱いんだらうと思ひますが、いろいろ先ほど御説明がありまして、実際問題としてこの勧告を、たとえば入ってきた外資が拒否した場合どうするか。そういうときに対策は、どういふふうな対策になつていくのか。この企業が十三条に触れるような場合に何か条件をつけるのかどうか。そういうことについてもう一度説明を聞きたいと思ひます。これは方法がないんじゃないかという印象を、先ほどの答弁では受けました。

○赤澤政府委員 まず形式的法律効果から申しますと、御指摘のように、何らかの勧告についての強制的な担保はございせん。そこで、実際問題としてはじやどうかということになるわけでございまして、もちろん外資の場合、個別審査にかかわります案件につきましては、個別審査の段階で条件等をつけることが可能でございまして、そういった段階でまずその措置をいたすことになろうと思ひます。

そういった条件なしに、いわば資本自由化をされた業種におきまして、こういった事態が外資関係では出てくるのが予想をされるわけでございまして。そういったような段階で、はたしてこの外

外資関係について主務大臣が勧告をするといった場合、相手方がこれを了解するかどうかということでございますが、まず考えられますことは、外資と申しまして、一〇〇%自由化をするという業種は、いまのところきわめて少のうございませう。自由化と申しまして、原則は五〇%以内、株式の取得でございますれば七〇%、二五%以内という制限がございます。したがって、こちら側にやはり日本側の相手方企業があるわけでございませう。当該企業につきましては、これは従前から当該業界において、通産省といろいろな形での接触を持ち、また他の同業者とも接触を持っておるわけでございますので、いろいろなルートを通じてまして事前に情報も入ってまいりますし、また、この面につきまして、この法律にかかわらず、各種の行政指導、また行政裁量の余地のある各種の手段、方法等もあるわけであります。したがって、その企業自身を強制できなくとも、その企業の対抗馬である、いわゆる事業共同化を行なっておる企業群、こういったものについて特段の強化をする配慮も、逆な意味では可能だと思ひます。これは聞いてもらえない、そうすればやはり共同事業等を行なっておるものを特段に強化してやらなければならぬ、こういったような事態も出てまいります。したがって、あれこれいろいろな手段を通じて、私どもとしては対策を講じていくことがおそらく可能であろうと思ひております。

しかし、いずれにしても、私どもとしては、国民世論と申しますか、経済界全体のこういったものに関する評価、こういったものを通じてむしろチェックが行なわれる、また行なわれてしかるべきではないか、こういったことを想定いたしまして、この勧告の規定を置いておる次第でございます。

○米原委員 最後ですが、第十五条で規定されている審議会、これについてはもうすでに大体どういう構成のものにするという構想はあるはずだと思ひます。いままでありました二つの審議会の

メンバーを先ほど聞いたんですが、大体いままでのような審議会の構成のしかたにされるかどうか、この点の考え方を聞きたいと思ひます。簡単に言いますと、いままでの中には電子工業——機械工業はちよつと違いますが、これで見ますと、審議会のメンバーというものが、もちろん財界の人が参加しなければならぬのは当然だけれども、大きなところがほとんどであつて、いわゆる学術経験者といふのは非常に少ない。ここからいろいろ問題が起るんじゃないか。先ほど私が心配したような問題、そういう点もありますので、どういふふうにかえておられるか、これを聞きたいと思ひます。

○赤澤政府委員 従来の審議会におきましては、機械工業、電子工業、それぞれ企業の合理化というところを中心課題として運営をしてまいりました。そういったことから、現状の電振法、機械法それぞれにおきまして基本計画あるいは実施計画というものを定めますが、その基本計画等を定める場合に、審議会ではいろいろ御審議を願う、こういううたてまえになっております。そういった観点から、それぞれの業界につきましても、専門家が相当多数いまして、実際問題として、非常にこまかい具体的内容を定めました合理化基本計画の審議ができないというような事情等もございまして、いま御指摘になりましたように、比較的多数の業界関係の方が入っておられる、こういうことであらうと思ひます。

今回の新法におきましては、特定機械工業、特定電子工業ということであり、かつ、機械工業につきましても、先ほど来御質問がございしますような、特に省力化あるいは危害の防止、公害の防止、こういったことを念頭に置いた運用をしてまいりたいと考えておりますので、今後設立いたします審議会においては、従来から見ると少し、そういった構成についても、構成内容、メンバー等を変えてまいらなければならないと思ひます。端的に申しますれば、学識経験者と申しますか、あるいは国民生活を代表する方々と申しますか、そ

ういった方々も十分御参加を願ひ、従来の構成に比べますと、より幅広い総合的な運用ができるように構成を考えていく所存でございます。

○米原委員 最後に、実際にいままでの現行法がどういふところに適用されているか、事実をあまり知らないの、通産省から資料として工作機械のグループの一欄表というのをもらいました。これで見ると、やはり私がさっき心配したような点、何か大企業中心に系列化を促進するというようなものになるおそれのほうが強くないか。中堅企業といいますが、しかしかなり大きいほうですね。ほんとうの日本の一流企業を中心にして一つのグループをつくっていくというのが大体の形のように思ひます。そういうことになりまして、中小企業は救われないといった問題が起ると思ひます。中小企業もこの法律によって振興がはかれるようにする必要があると思ひますが、その点をどう考えておられるかというのを最後に質問しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○赤澤政府委員 たまたま工作機械業界の例が出ましたが、確かに工作機械の約十に余るグループは、いわば工作機械の上位の企業、これが中心になって、それぞれ十数余りのグループを結成しているという実情でございます。ただ、これ以外の面につきまして見てもまいりますと、たとえば歯車でありますとか、ネジでありますとか、こういった面につきましては、むしろ非常に中小企業者が集まって、それらが中心になったグループを結成しているという例もございします。工作機械の例は、やはり工作機械業界の一つの特性と申しますか、中堅グループというものがまず結成しようといったしませんが、いわゆる中小零細の工作機械業者といふものは、工作機械もやりますがほかのものもやる、いわば一品屋とわれわれ言っておりますが、何でも屋とも言えますが、そういった業界であります。そういったようなことから、まず上位企業に一つのグループを組んでいかにすることが、ひいては、その、いろんなものも手がけておるが

工作機械も手がけておる、といったような企業群に對しましても有効な措置であらう、こういったような感じで指導してきた例でございます。いま御指摘のように、機械工業におきましては、中堅企業、中小企業といふものが何と申しまして、そのベースでございますので、私ども本法の運用、今後の共同化等の施策につきましては、もちろん中堅中小企業といふものを絶えず念頭に置き、それらの今後の改善、振興といふものを中心にしてこの法律を運用してまいりたいと考えております。

○八田委員長 次回は、来たる五日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時十四分散會

昭和四十六年三月十三日印刷

昭和四十六年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K